

川俣町障がい者基本計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

川 俣 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画策定のポイント	7
1 第5次障害者基本計画について	7
2 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針	10
第3節 計画の位置づけ	13
第4節 計画の期間	14
第5節 計画の策定体制	15
1 地域自立支援協議会の開催	15
2 アンケート調査の実施	15
3 専門職ヒアリングの実施	16
4 パブリックコメントによるの住民意見の聴取	16
第6節 計画の推進	17
1 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進	17
2 計画の進行管理	18

第2章 障がい者を取り巻く現状

第1節 統計からみる現状と推計	21
1 人口構造	21
2 障がい者の現状	22
第2節 アンケート調査結果からみる現状	28
第3節 専門職ヒアリングで抽出した課題	41

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	47
第2節 基本目標	47
基本目標1 権利擁護・差別解消	47
基本目標2 情報・意思疎通支援	47
基本目標3 保健・医療	48
基本目標4 福祉サービス・相談	48
基本目標5 療育・保育・教育	48
基本目標6 雇用・就業	49
基本目標7 生活・安全・安心	49
基本目標8 スポーツ・文化・芸術活動	49
第3節 計画の体系	50

第4章 障がい者基本計画（施策の方向）

1 権利擁護・差別解消	55
2 情報・意思疎通支援	58
3 保健・医療	60
4 福祉サービス・相談	62
5 療育・保育・教育	67
6 雇用・就業	70
7 生活・安全・安心	72
8 スポーツ・文化・芸術活動	74

第5章 第7期障がい福祉計画

1 成果目標に係る6つの個別施策分野	79
2 基本指針の数値目標（成果目標：令和8年度末の目標）	79
3 障がい福祉サービス等の提供状況（活動指標）	89
4 障がい福祉サービスの見込量	92

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 成果目標に係る個別施策分野	105
2 基本指針の数値目標（成果目標：令和8年度末の目標）	105
3 障害児通所支援等の見込量	108

資料編

1 策定経過	113
2 川俣町地域自立支援協議会規則	114

○「障害」の「害」の表記について

川俣町では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、「障害」の表記については「障がい」と表記しています。

ただし、国の法令や川俣町以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については変更しません。また、平成12年に策定された「川俣町障害者福祉計画」については、当時の表記のまま記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、社会情勢の著しい変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、国の法制度が大きく変わり、障がい者を取り巻く状況は大きく変容しています。

平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法、平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

国の障がい者及び障がい児福祉の基本法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法は、平成28年、そしてさらに令和4年に改正され、制度の一層の充実が図られてきました。またさらに、それとともに関連する法律・制度も大幅に改正され、障がい者及び障がい児関連の法律・制度は大きく変容しています。

一方、これらの法制度の改正と連動して国は、障がい者施策の基本的方向を定める障害者計画を、平成30年に第4次計画、令和5年度には第5次計画を策定しました。さらに、障がい福祉サービスの見込みと確保策を定める障害福祉計画、障がい児の通所支援等の提供体制とその確保策を定める障害児福祉計画についても、平成30年に第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を、令和3年には第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、障がい者及び障がい児の福祉施策を推進してきたところです。

川俣町（以下「本町」という）においては、以上のような障がい者、障がい児をとりまく社会情勢、制度の変化を踏まえ、国の計画策定と連携し、平成30年には、障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を、また令和3年には障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定してきたところです。

現行の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、令和5年度で計画が終了することから、これまでの成果や課題の分析・評価を行なったうえで、サービス基盤整備へのさらなる取組を着実に推進するため、国・県の方針や計画を踏まえつつ、本町の上位計画である「第6次川俣町振興計画」及び「川俣町地域福祉計画」等の関連計画との整合性を保ちながら、この度「川俣町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

【障がい者制度改革の動向】

H18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入等



H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名 ※H26年1月批准

- 内容(全 50 条)障がい者の市民的・政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止



H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現



H22年12月の「障害者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ



H23年8月成立

「障害者基本法」改正

- H23年8月5日公布・施行（一部を除く）
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定



**H25年9月閣議決定
「第3次障害者基本計画」
(H25年度～H29年度)**

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加



「障害者自立支援法」等の一部改正

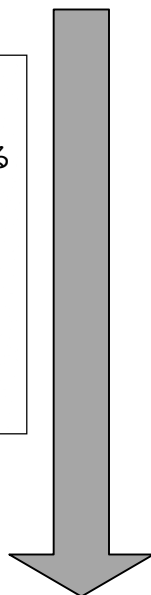
- H22年12月10日公布・施行
- ・発達障がいが障害者自立支援法の対象になることの明確化
- H23年10月1日施行
- ・グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行
- ・応能負担原則への見直し
- ・支給決定プロセスの見直し



H24年6月成立（H25年4月施行）

「障害者総合支援法」制定

- 「障害者総合支援法」制定
- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加



**H25年6月成立
(H28年4月施行)**

「障害者差別解消法」制定

- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定



【障がい者制度改革の動向（続き）】

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ（H26年2月19日発効）

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病（難病等）が拡大

- H29年4月（第3次）
332疾病→358疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- H28年4月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- H30年4月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

H28年5月成立

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日（H28年6月3日）施行
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- H30年4月全面施行

H25年6月成立

（H28年4月施行）

「障害者差別解消法」制定

- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

H28年5月成立

（H28年8月施行）

「発達障害者支援法」改正

- 発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める
- 障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 生活全般にわたる支援の促進
- 担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備

H30年3月策定

「第4次障害者基本計画」

（H30年度～R4年度）

- 各分野に共通する横断的な視点
- ・障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ・PDCAサイクル等を通じた実行性のある取組の推進

H30年策定

「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」

（H30年度～R2年度）

- 基本的指針見直しの主なポイント
- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・就労定着に向けた支援
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・発達障がい者支援の一層の充実

【障がい者制度改革の動向（続き）】

R5年3月策定

「第5次障害者基本計画」

(R5年度～R9年度)

●第5次計画の基本的考え方
基本理念：

- ・共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加
- ・その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援
- ・障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去
- ・施策の基本的な方向を策定

基本原則：

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調
- 各分野に共通する横断的視点
- ・条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・共生社会の実現に資する取組の推進
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

R3年3月策定

「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」

(R3年度～R5年度)

●基本的指針見直しの主なポイント

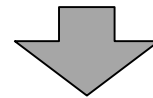
- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・相談支援体制の充実・強化等（新規）
- ・障がい福祉人材の確保
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・障がい者の社会参加を支える取組
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

H31年3月閣議決定

(一部を除き R2年4月施行)

「障害者雇用促進法」の一部改正

- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（R2年4月施行）



R3年5月閣議決定

(R6年4月施行)

「障害者雇用促進法」の一部改正

- 障がいのある人に対する合理的配慮が義務化

R4年12月成立

(一部を除き R6年4月施行)

「障害者総合支援法等の一部改正」

●改正の主なポイント

- ・障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備
- ・その他

第2節 計画策定のポイント

1 第5次障害者基本計画について

国の第5次障害者基本計画の概要は次のとおりです。

第5次障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

- 【位置づけ】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
- 【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間
- 【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容（11の分野）

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

IV おわりに(今後に向けて)

- 本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保のうえで基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- 令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され、多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- 世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利養護の推進及び虐待の防止

◆社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- 障害福祉サービスの提供にあたり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

◆移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

◆障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

◆災害発生時における障害特性に配慮した支援

- 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- 福祉・防災の関係者が連携した災害時個別避難計画等の策定、実効性の確保
- 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

◆司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- 国家資格試験の実施等にあたり障害特性に応じた合理的配慮の提供体制の整備

6. 保健・医療の推進

◆精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- 精神科病院に入院中の患者の権利擁護のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

◆意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- 障害のある子どもに対する支援の充実

8. 教育の振興

◆インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

◆総合的な就労支援

- 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- 農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

◆障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

◆文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- 障害者分野における国際協力への積極的な取組
- 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第5次障害者基本計画 主な成果目標

<差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9% (一般市町村) (2021年4月)	80%以上 (同左) (2027年度)

<安全・安心な生活環境の整備>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	94.5% (段差解消) (2020年度)	原則100% (同左) (2025年度)
ノーステップバスの導入率(注2)	63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
福祉タクシーの導入台数	41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率(注3)	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上施設の及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

<情報リテラシーの向上及び意思疎通支援の充実>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
電話リレーサービスの普及状況(利用登録者数)	1万1,275人 (2022年末)	前年度比増 (2027年度)

<保健・医療の推進>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 (2020年度)	約13.8万人 (2026年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)

<教育の振興>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9% (指導計画) 84.8% (教育支援計画) (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5% (門から建物まで) 57.3% (昇降口・玄関等から教室等まで) (2020年度)	全ての学校に整備 (2025年度)

<雇用・就業・経済的自立の支援>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% (2021年6月)	56% (2027年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円 (2020年度)	前年度比増 (2027年度)

<文化芸術活動・スポーツ等の振興>

指 標	現状値(直近)	目 標 値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	31%(成人) 41.8%(若年層※7~19歳) (2021年度)	40%程度 (成人) 50%程度 (若年層) (2026年度)

2 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針

（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要）

国は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針となる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を改正し、令和5年5月19日（計画期間：令和6年度～令和9年度）に告示しました。基本指針の概要は以下のとおりです。

I 基本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制に確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

Ⅱ 基本指針見直しの主な事項

1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

3. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

5. 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

6. 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

7. 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

9. 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

10. 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

12. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

14. その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

Ⅲ 成果目標（令和8年度末までの目標）

1. 施設入所者の地域生活への移行	【地域移行者数】 令和4年度末施設入所者数の6%以上
	【施設入所者数】 令和4年度末の5%以上削減
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 325.3 日以上
	【精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率】 3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
3. 地域生活支援の充実	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
	強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること（新規）
4. 福祉施設から一般就労への移行等	【一般就労への移行者数】 令和3年度実績の1.28倍以上
	【就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所】 就労移行支援事業所の5割以上（新規）
	各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進（新規）
	【就労定着支援事業の利用者数】 令和3年度末実績の1.41倍以上
	【就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合】 2割5分以上
5. 障害児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置】 各市町村または各圏域に1か所以上
	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
	各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
	【重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等】 各市町村または圏域に1か所以上
	各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置（新規）
	各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（新規）
6. 相談支援体制の充実・強化等	各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等（新規）
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

第3節 計画の位置づけ

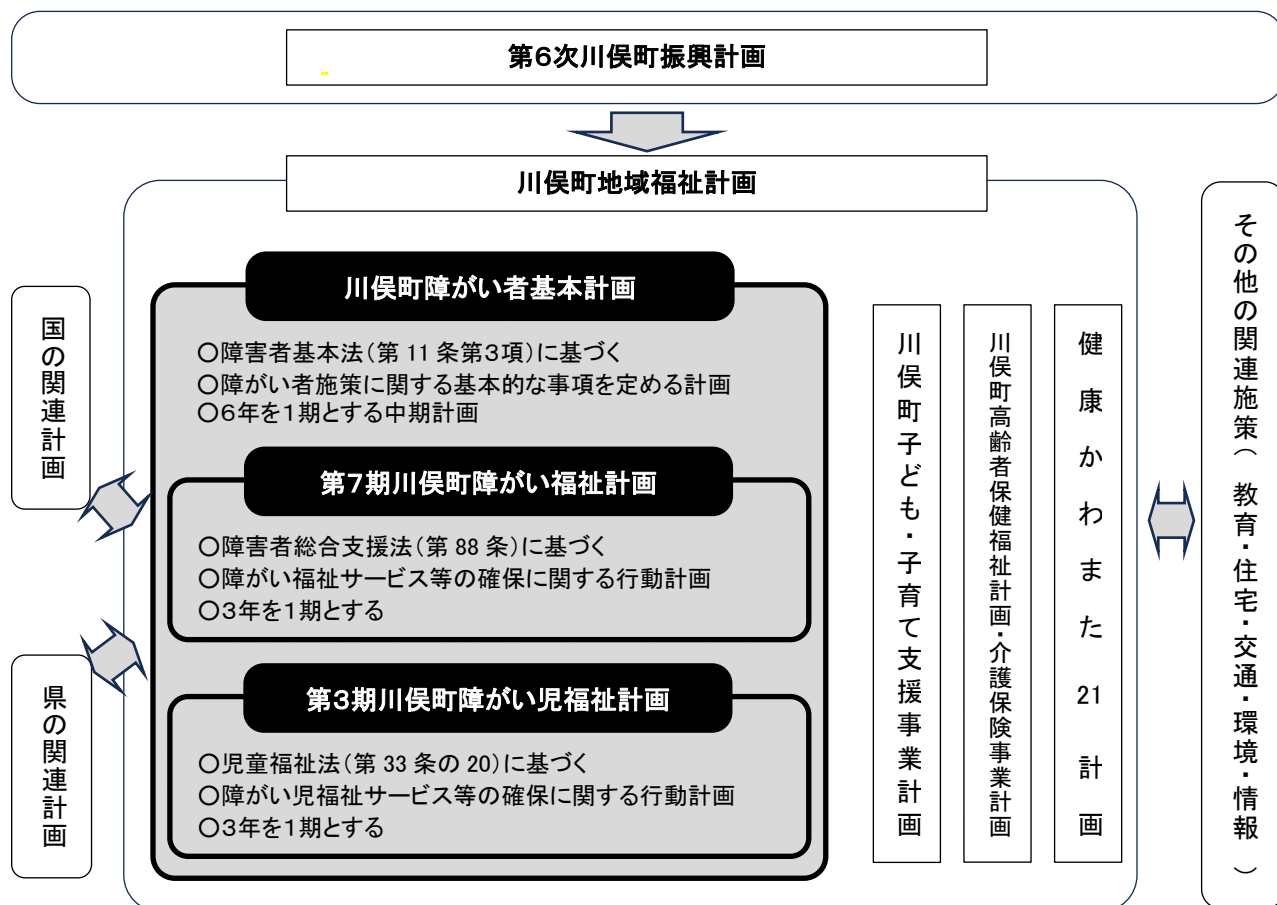
川俣町障がい者基本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

第7期障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第88条に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。

第3期障がい児福祉計画は、「児童福祉法」の一部改正により基本指針に即して市町村は障害児福祉計画を定めるものとされており（第33条の20）、「児童福祉法」第33条の20第6項及び「障害者総合支援法」第88条第6項の規定で障害福祉計画と一体に策定することができる計画であることから、第7期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

本計画は、本町の最上位計画にあたる「第6次川俣町振興計画」（令和5年3月策定）、福祉分野の上位計画にあたる「川俣町地域福祉計画」を踏まえながら、「川俣町子ども・子育て支援事業計画」、「川俣町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康かわまた21計画」等の関連する諸計画と連動し、保健・福祉をはじめとするさまざまな分野にわたる障がいのある人に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取組上の課題等を踏まえ、策定するものです。

【計画の位置づけ】



第1章 計画の策定にあたって

本計画では、障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の3つの計画を一体的に策定します。各計画の根拠法は次のとおりです。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	第5次障害者基本計画 【計画期間】 R5年度～R9年度	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針 ・障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの ・都道府県・市町村は基本指針に即して3か年の障害福祉計画及び障害児福祉計画」を策定	

第4節 計画の期間

「川俣町障がい者基本計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度の6年間、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とします。なお、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026
障がい者基本計画					
見直し					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
見直し			見直し		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
見直し			見直し		

第5節 計画の策定体制

1 地域自立支援協議会の開催

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者等で構成する「川俣町地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、住民協働による計画を策定しました。

2 アンケート調査の実施

(1) 調査の目的

障がい福祉サービスの実態や障がい者の意向などを把握するとともに、本町の現状や課題などを抽出・分析し、「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」の策定の基礎資料として活用することを目的とし、調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和5年7月10日(月)～令和5年7月28日(金)

※集計処理にあたっては、8月15日(火)着分の調査票まで含めました。

(3) 調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している622人

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

調査種	配布数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②／①
障がい者調査	622	254	253	40.7%

3 専門職ヒアリングの実施

(1) 目的

障がい福祉の関係専門職の人によるワークショップにより、障がい者（児）福祉施策の「現状と課題」、「次期計画期間における対策・取組・アイデア・要望」を聴取し、障がい者（児）福祉施策の確保と質の向上を図るため、また、「川俣町障がい者基本計画」及び「第7期川俣町障がい福祉計画」、「第3期川俣町障がい福祉計画」の策定に資することを目的とし、ヒアリングを実施しました。

(2) 実施時期

令和5年8月28日（月） 午後1時30分～3時30分

(3) ヒアリングの実施方法

① ヒアリングの方法：ワークショップ形式

ワークショップとは参加者全員の意見を尊重し、各参加者が自由に意見を出し、それらの意見を整理し集約することで、テーマに対する検討結果を導き出す方法です。

② ワークショップのテーマとグループ分け

障がい者（児）福祉を推進するうえで、主要な3つのテーマを設定し、それぞれのテーマについて検討するグループを編成しました。

◆グループ1 テーマ：地域生活移行と障がい福祉について

◆グループ2 テーマ：地域一般就労と障がい福祉について

◆グループ3 テーマ：障がい児福祉サービスについて

4 パブリックコメントによるの住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、本町が策定する施策などの案をよりよいものにするために、住民の皆様から広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるかを検討し、その結果と町の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く住民の声をお聞きするため、本町ホームページ、役場、各公民館等において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

(1) 実施期間

令和5年12月14日（木）から令和5年12月27日（水）まで

(2) 閲覧場所

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 役場保健福祉課 | ② 老人福祉センター「いきいき荘」 |
| ③ 地域包括支援センター | ④ 中央公民館 |
| ⑤ 各地区公民館 | |

第6節 計画の推進

1 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

本町においても、豊かな自然と共生したまちの魅力向上や産業振興により、持続可能な住みよいまちの実現を目指すことが求められており、本計画の上位計画である「第6次川俣町振興計画」において「目指すまちの姿」ごとにSDGsの実現目標を定めています。

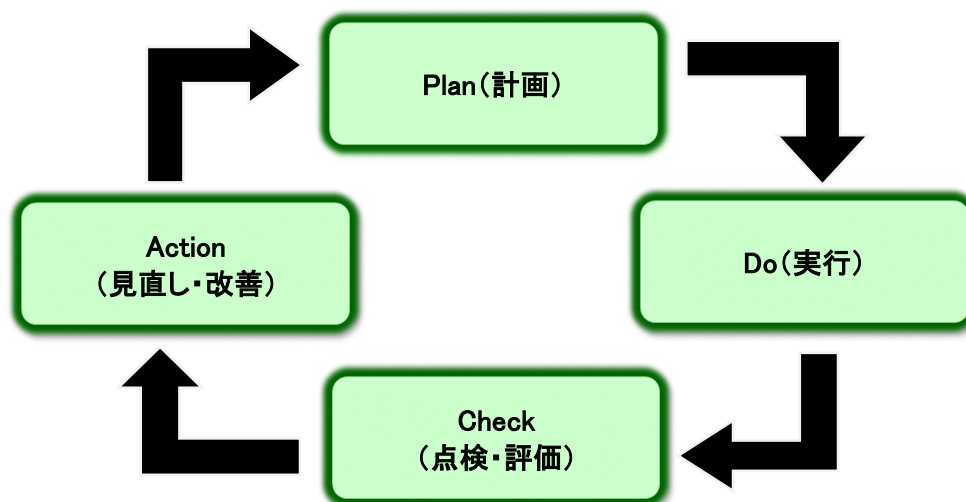
この中で、「障がい者が安心して暮らせるまちづくり」においては、「1 貧困をなくそう」と「3 すべての人に健康と福祉を」を目標に定めており、さらに、本計画においては「4 質の高い教育をみんなに」や「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナースhipで目標を達成しよう」を併せて主要な実現目標に掲げ、施策・事業の展開を図ります。



2 計画の進行管理

本計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて施策・事業を見直し、計画の進行管理を行います。PDCA※サイクルの考えに基づき、定期的に各施策・事業について点検や評価を行い、必要に応じて見直しながら、効果的な施策・事業となるように努めていきます。

【PDCAサイクルによる計画の進行管理】



※PDCA: Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの

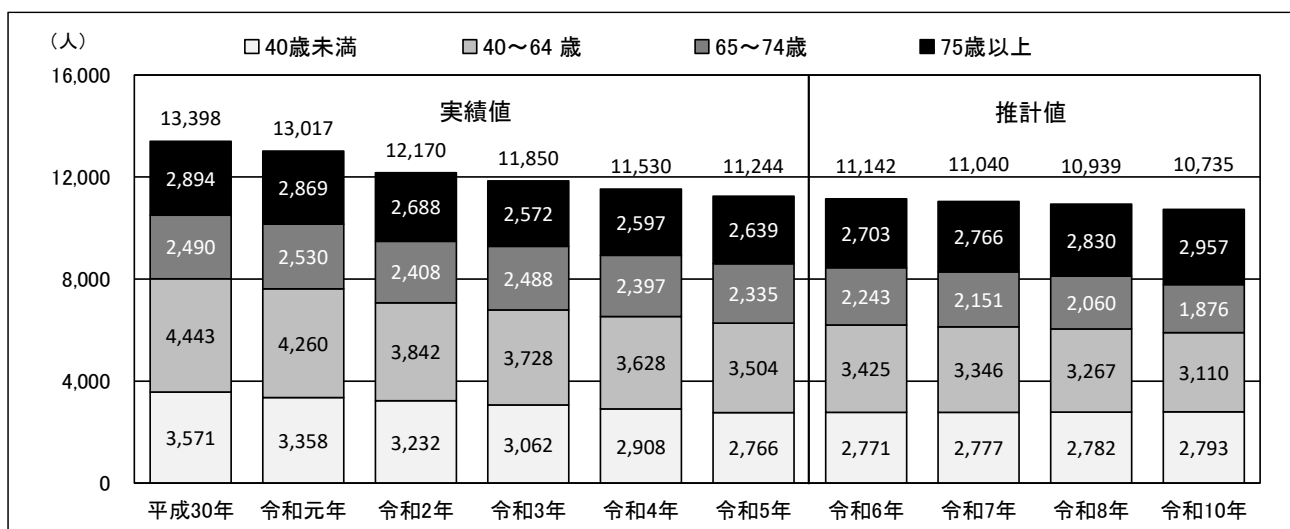
第2章 障がい者を取り巻く現状

第1節 統計からみる現状と推計

1 人口構造

本町の総人口は少子高齢化に伴い年々減少傾向にあり、令和5年は11,244人になっています。年齢別にみると、40歳未満は2,766人（構成比24.6%）、40～64歳は3,504人（同31.2%）、65歳以上は4,974人（44.2%）になっています。この傾向は今後も継続する見込みですが、少子化対策の効果が期待され、令和8年は総人口10,939人、40歳未満2,782人（同25.4%）、40～64歳3,267人（同29.9%）、65歳以上4,890人（同44.7%）になると推計されます。

【年齢階級別総人口の推移】



	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 10年
総人口	13,398	13,017	12,170	11,850	11,530	11,244	11,142	11,040	10,939	10,735
40歳未満	3,571	3,358	3,232	3,062	2,908	2,766	2,771	2,777	2,782	2,793
40～64歳	4,443	4,260	3,842	3,728	3,628	3,504	3,425	3,346	3,267	3,110
65歳以上	5,384	5,399	5,096	5,060	4,994	4,974	4,946	4,918	4,890	4,833
65～74歳	2,490	2,530	2,408	2,488	2,397	2,335	2,243	2,151	2,060	1,876
75歳以上	2,894	2,869	2,688	2,572	2,597	2,639	2,703	2,766	2,830	2,957
高齢化率(%)	40.2	41.5	41.9	42.7	43.3	44.2	44.4	44.5	44.7	45.0

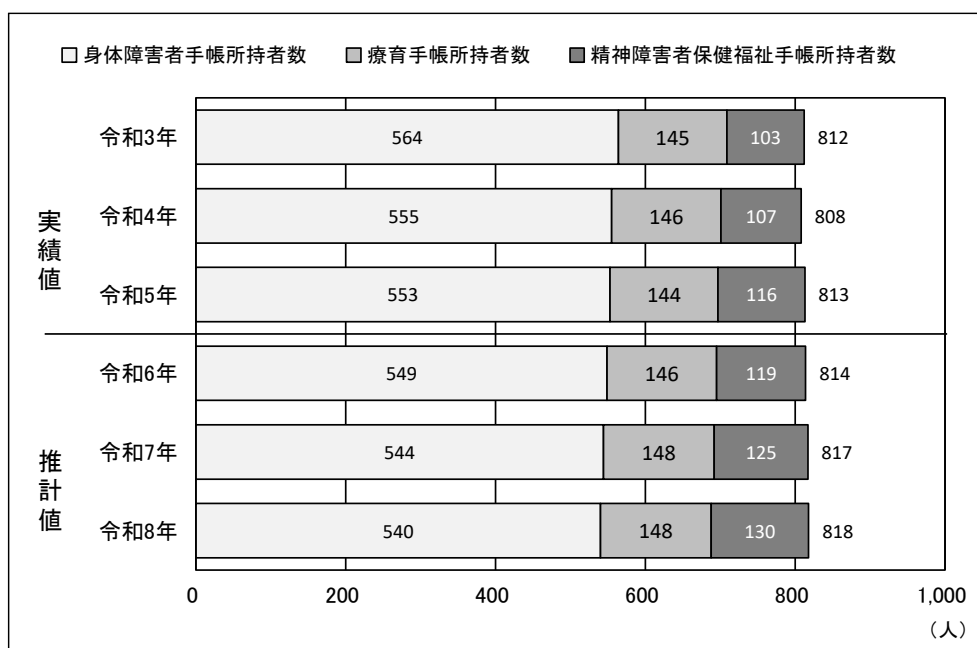
（資料：第6次川俣町振興計画に基づく独自推計値、平成30年～令和5年までは福島県現住人口）

2 障がい者の現状

(1) 障がい者数の推移

本町の障がい者数を各手帳所持者数でみると、令和5年においては、全体で813人と微増傾向にあり、各手帳別では身体障害者手帳所持者数が553人、療育手帳所持者数が144人、精神障害者保健福祉手帳所持者が116人になっており、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。この傾向をもとに令和8年は、全体で818人、各手帳別では身体障害者手帳所持者数が540人、療育手帳所持者数が148人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が130人と推計されます。

【川俣町の障がい者数の推移】



(実績値:保健福祉課 各年4月1日現在、推計値:実績値をもとに推計)

【川俣町の障害者手帳年代別所持者数】

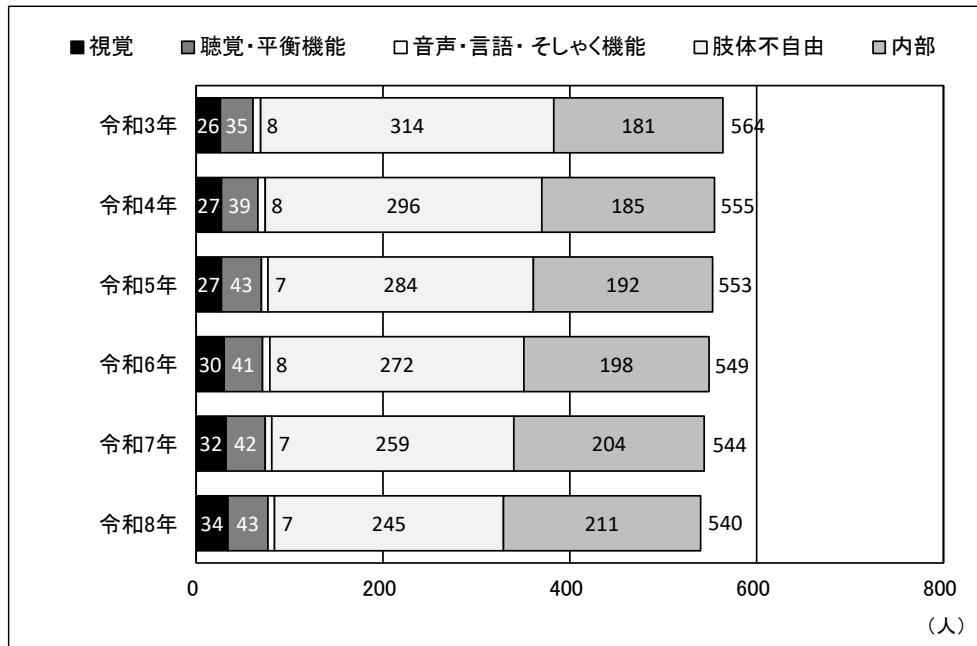
	18歳未満	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
身体	2	7	12	16	39	41	56	380	553
療育	26	38	21	27	12	2	5	13	144
精神	1	8	19	23	20	10	10	25	116

(資料:保健福祉課 令和5年4月1日現在)

(2) 障がい種別身体障がい者数の推移

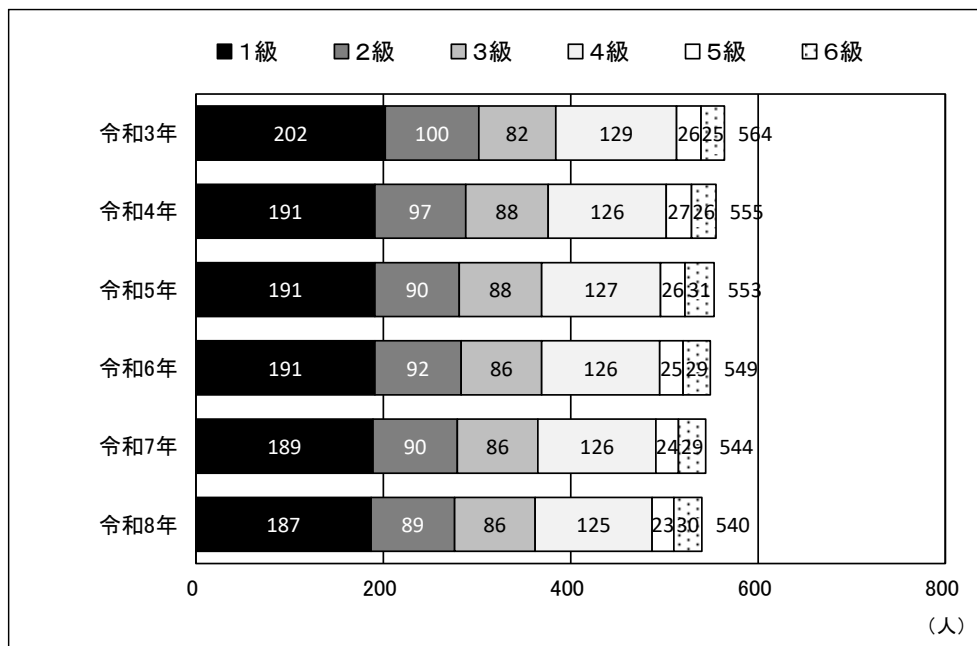
本町における身体障害者手帳所持者数の推移について障がい種別にみると、肢体不自由が減少傾向ですが、内部は増加傾向で推移しています。これより、令和8年度の肢体不自由は 245 人、内部は 211 人、聴覚・平衡機能は 43 人、視覚 34 人、音声・言語・そしゃく機能は7人と推計されます。

【川俣町の障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】



(実績値:保健福祉課 各年4月1日現在、推計値:実績値をもとに推計)

【川俣町の障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



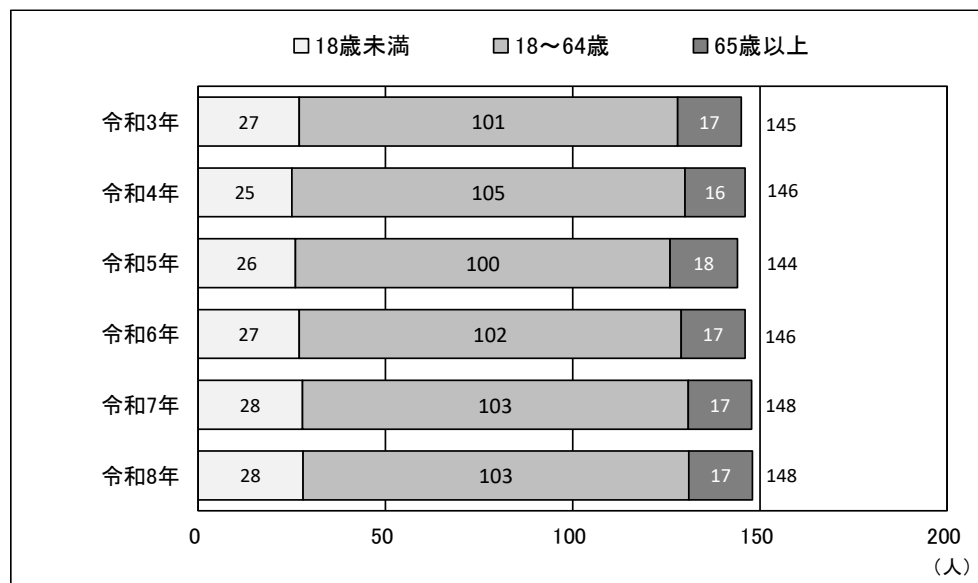
(実績値:保健福祉課 各年4月1日現在、推計値:実績値をもとに推計)

(3) 年齢別及び程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数の推移については、横ばい傾向にあります。この傾向より、令和8年の療育手帳所持者数は148人、年齢別で18歳未満が28人、18～64歳が103人、65歳以上が17人と推計されます。

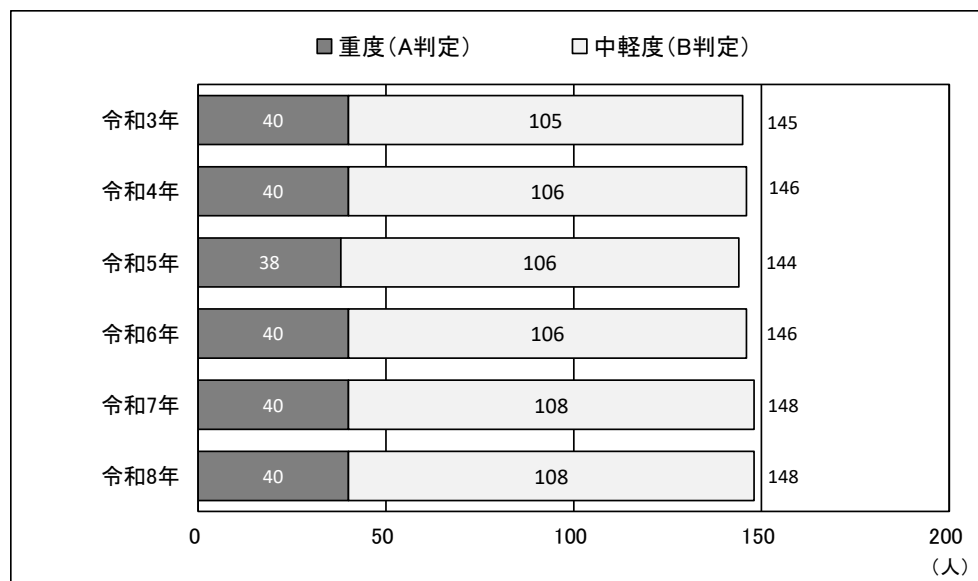
程度別の推移をみると、重度(A判定)、中軽度(B判定)ともに横ばいの傾向にあります。この傾向より、令和8年は重度(A判定)は40人、中軽度(B判定)は108人と推計されます。

【川俣町の年齢別療育手帳所持者数の推移】



(実績値:保健福祉課 各年4月1日現在、推計値:実績値をもとに推計)

【川俣町の程度別療育手帳所持者数の推移】



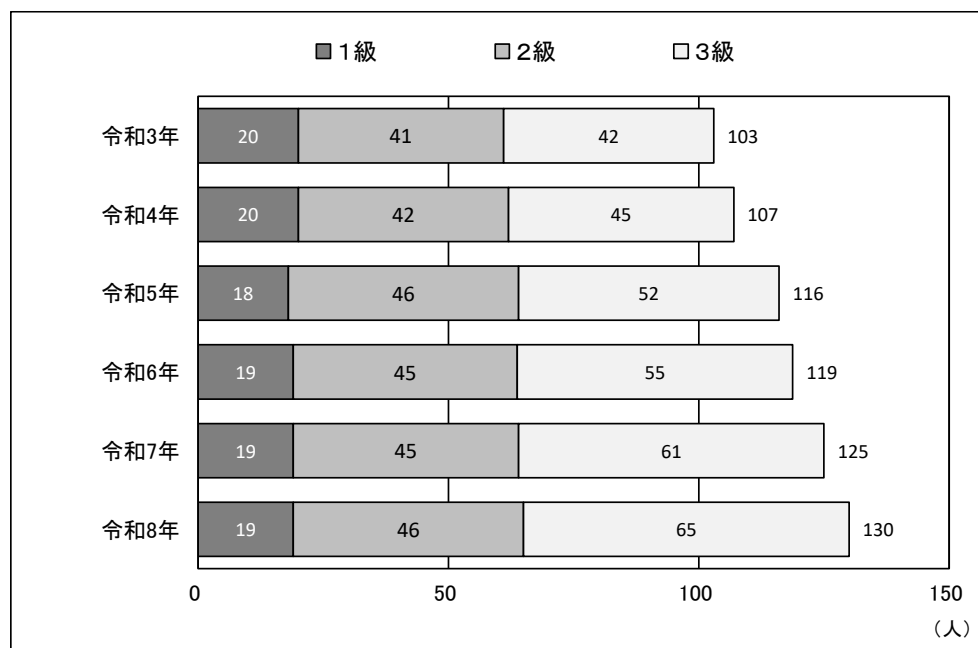
(実績値:保健福祉課 各年4月1日現在、推計値:実績値をもとに推計)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移については、全体で増加傾向にあります。等級別に見ると、1級、2級はほぼ横ばいですが、3級が大きく増加しています。この傾向より、令和8年は1級が19人、2級が46人、3級が65人、合計130人と推計されます。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移については微増傾向にあり、令和8年は255人と推計されます。

【川俣町の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



（実績値：保健福祉課 各年4月1日現在、推計値：実績値をもとに推計）

【川俣町の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

	実績値				推計値		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
受給者数(人)	246	177	247	249	251	253	255

（実績値：保健福祉課 各年4月1日現在、推計値：実績値をもとに推計）

※令和3年値については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、受給資格更新手続不要の措置（令和2年3月1日～令和3年2月28日の有効期限を1年延長）がとられたため、177人は更新手続を行なった受給者のみの数値である。

(5) 就労状況

福島県の障がい者雇用数については、令和4年度の常用労働者数 240,342.5 人に対して障がい者数 5,264.5 人(実雇用率 2.19%)と、上昇傾向にあります。雇用率達成企業については令和4年度の対象企業数 1,520 社に対して法定雇用率(一般の民間企業 2.2%)を達成しているのは 54.3%と、法定雇用率が改正された平成 30 年度から 1.2 ポイント増加しています。

また、ハローワーク福島県の障がい者雇用数については、令和4年度の常用労働者数 51,459.0 人に対して障がい者数 1,054.0 人(実雇用率 2.05%)と横ばいで推移していますが、雇用率達成企業については令和4年度の対象企業数 312 社に対して法定雇用率を達成しているのが 47.4%と、法定雇用率が改正された平成 30 年度から 1.7 ポイント増加していますが、近年は低迷しています。

【民間企業における雇用状況の推移】

	年度	対象企業数 (社)	常用労働者 数(人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
福島県	平成 30 年度	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1
	令和元年度	1,464	243,013.5	5,126.0	2.11	54.7
	令和2年度	1,456	239,887.5	5,170.5	2.16	55.7
	令和3年度	1,512	241,963.0	5,195.0	2.15	53.1
	令和4年度	1,520	240,342.5	5,264.5	2.19	54.3
ハローワーク 福島管内	平成 30 年度	293	52,478.5	1,047.0	2.00	45.7
	令和元年度	298	56,243.0	1,078.0	2.05	48.3
	令和2年度	308	56,023.5	1,074.5	2.05	50.9
	令和3年度	309	51,990.0	1,070.0	2.06	47.9
	令和4年度	312	51,459.0	1,054.0	2.05	47.4

(出典:障害者雇用状況の集計結果 各年 6 月 1 日現在)

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障がい者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障がい者は 0.5 カウントとしている。

2 対象企業は平成 24 年まで 56 人以上、平成 25 年から平成 29 年は 50 人以上、平成 30 年から令和 2 年は 45.5 人以上、令和 3 年より 43.5 人以上規模となっている。

3 平成 30 年より精神障がい者である短時間労働者であって、「雇入れから 3 年以内の人」または「精神障害者保健福祉手帳取得から 3 年以内の人」かつ「令和 5 年 3 月 31 日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した人」は、雇用率算定の際に対象者 1 人につき本来 0.5 カウントとしているところを、1.0 カウントとして算定している。

※平成25年4月1日～平成30年3月31日:法定雇用率 2.0%、対象企業 50 人以上規模

平成30年4月1日～:法定雇用率 2.2%、対象企業 45.5 人以上規模

令和3年4月～:法定雇用率 2.3%、対象企業 43.5 人以上規模に

※常用雇用重度身体・知的障がい者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障がい者は 0.5 カウントとしている。

※平成 23 年より短時間労働者も 0.5 人として雇用率算定の対象としている。

(6) 特別支援学校在籍者数

(人)

	学校別	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
盲学校 在籍者数	小学部	0	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0
ろう学校 在籍者数	小学部	0	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0
肢体 不自由 在籍者数	小学部	0	1	1	2	1	1	1
	中学部	2	1	1	0	1	1	0
	高等部	0	1	1	1	1	1	1
	合 計	2	3	3	3	3	3	2
知的 障がい 在籍者数	小学部	2	1	2	2	3	4	4
	中学部	6	6	3	2	5	4	3
	高等部	4	5	7	9	7	6	5
	合 計	12	12	12	13	15	14	12

(資料:保健福祉課 各年4月1日現在)

(7) 特別支援学級の状況

(クラス/人)

施設別		平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小学校	学級数	5	5	5	5	4	2	3
	在籍者数	16	18	22	17	12	9	12
中学校	学級数	2	2	2	2	2	2	2
	在籍者数	4	6	8	7	6	6	6
通級指導教室 利用者数	小学校	0	0	1	1	18	16	11
	中学校	0	0	12	17	0	0	0

(資料:保健福祉課 各年4月1日現在)

(8) 幼稚園・保育所等における手帳の所持児童数

(人)

施設別		平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
幼稚園	在籍児数	99	106	79	65	58	61	
	障害者手帳所持児童数	3	2	2	0	2	3	
	加配教諭数	8	0	0	0	0	0	
保育園	在籍児数	121	124	125	125	125	123	
	障害者手帳所持児童数	0	0	0	1	0	0	
	加配保育士数	4	0	0	0	0	0	
認定 こども園	在籍児数							174
	障害者手帳所持児童数							2
	加配保育士数							0

(資料:保健福祉課 各年4月1日現在)

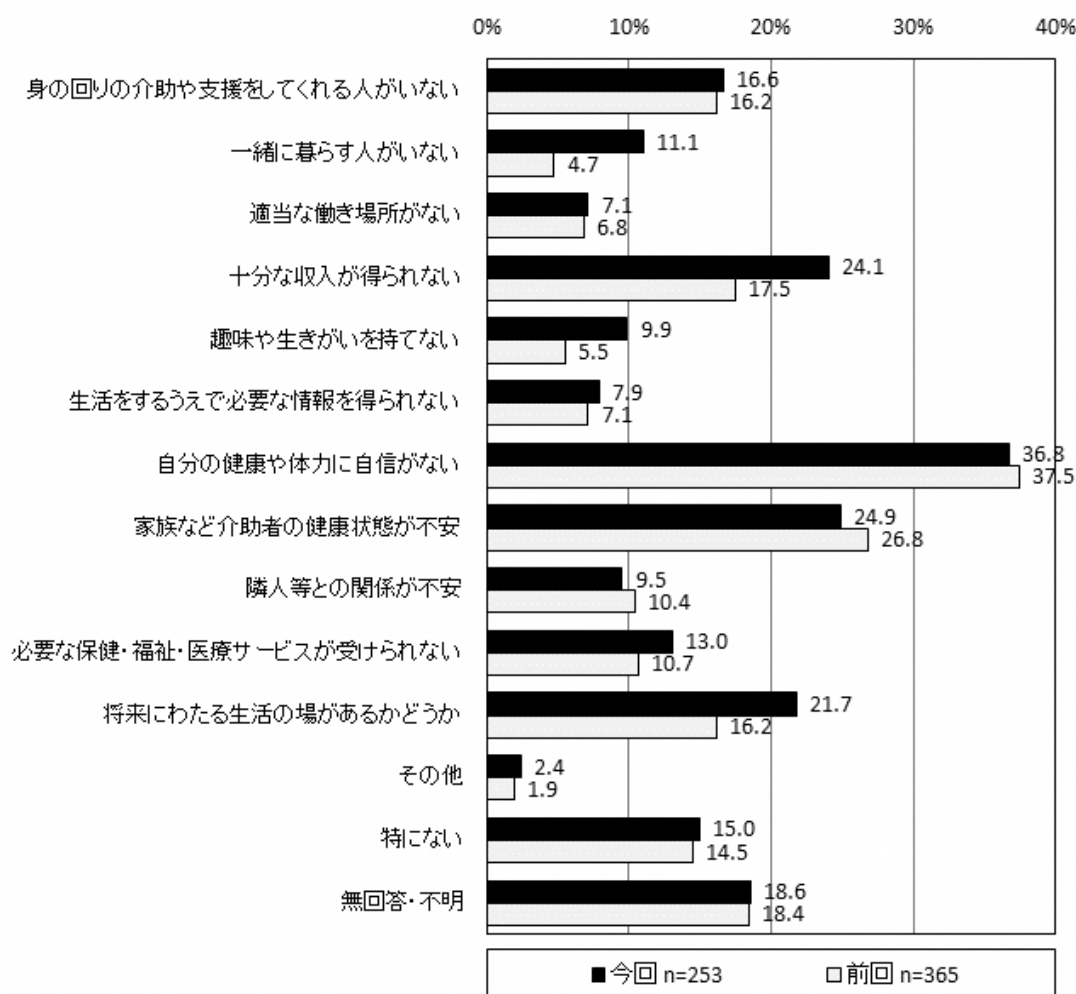
第2節 アンケート調査結果からみる現状

(1) 生活するうえでの困りごとや心配ごと

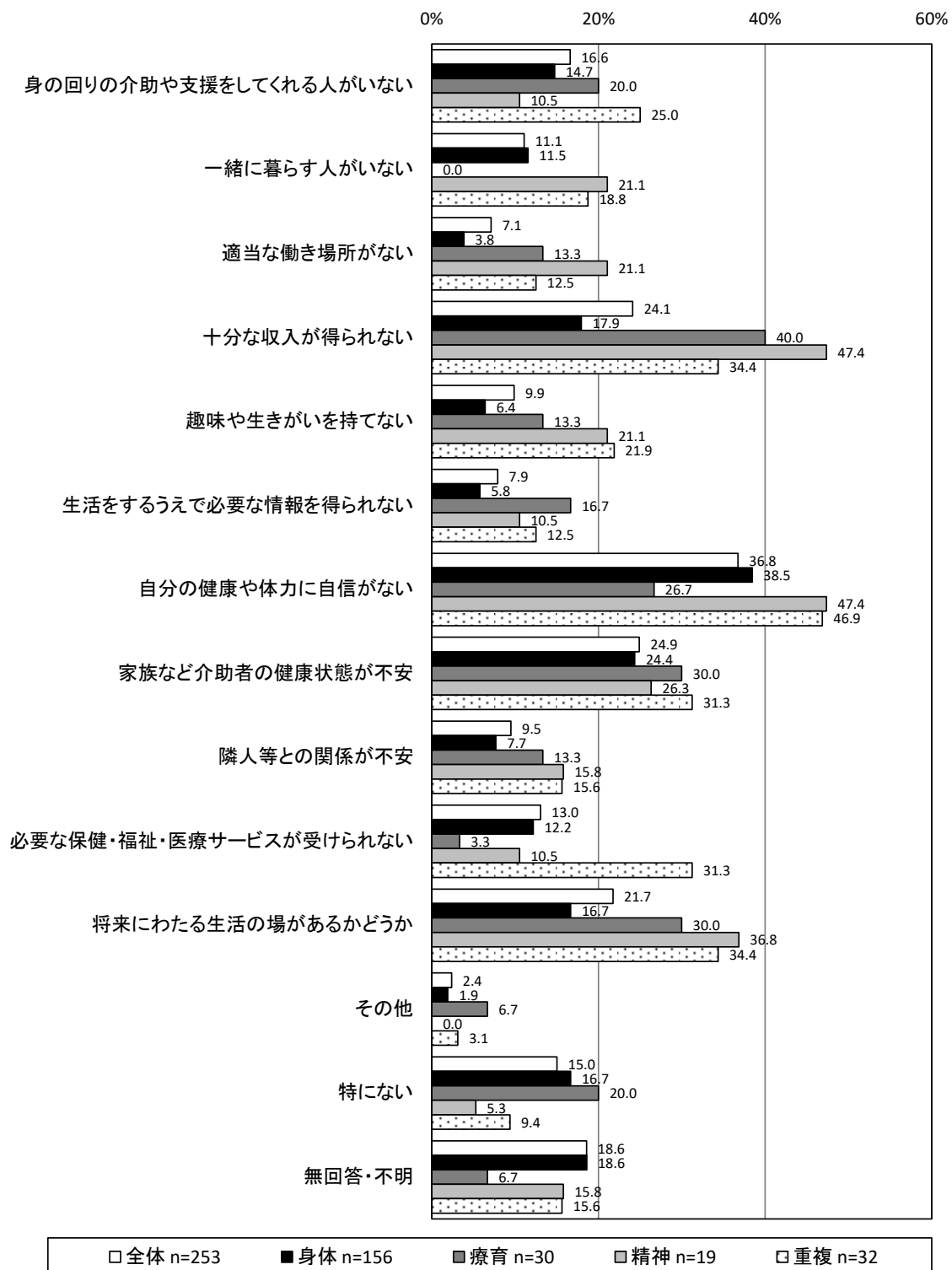
生活するうえでの困りごとや心配ごとについては、「自分の健康や体力に自信がない」が 36.8%と最も多く、「家族など介助者の健康状態が不安」の 24.9%、「十分な収入が得られない」の 24.1%、「将来にわたる生活の場があるかどうか」の 21.7%と続きます。前回と比較し「十分な収入が得られない」が増加しています。

障がい種別ごとにみると、「身体」は「自分の健康や体力に自信がない」、「療育」は「十分な収入が得られない」「家族など介助者の健康状態が不安」「将来にわたる生活の場があるかどうか」、「精神」は「十分な収入が得られない」「自分の健康や体力に自信がない」「将来にわたる生活の場があるかどうか」が多くなっています。

【生活するうえでの困りごとや心配ごと（全体）】



【生活するうえでの困りごとや心配ごと（障がい種別）】



《課題》

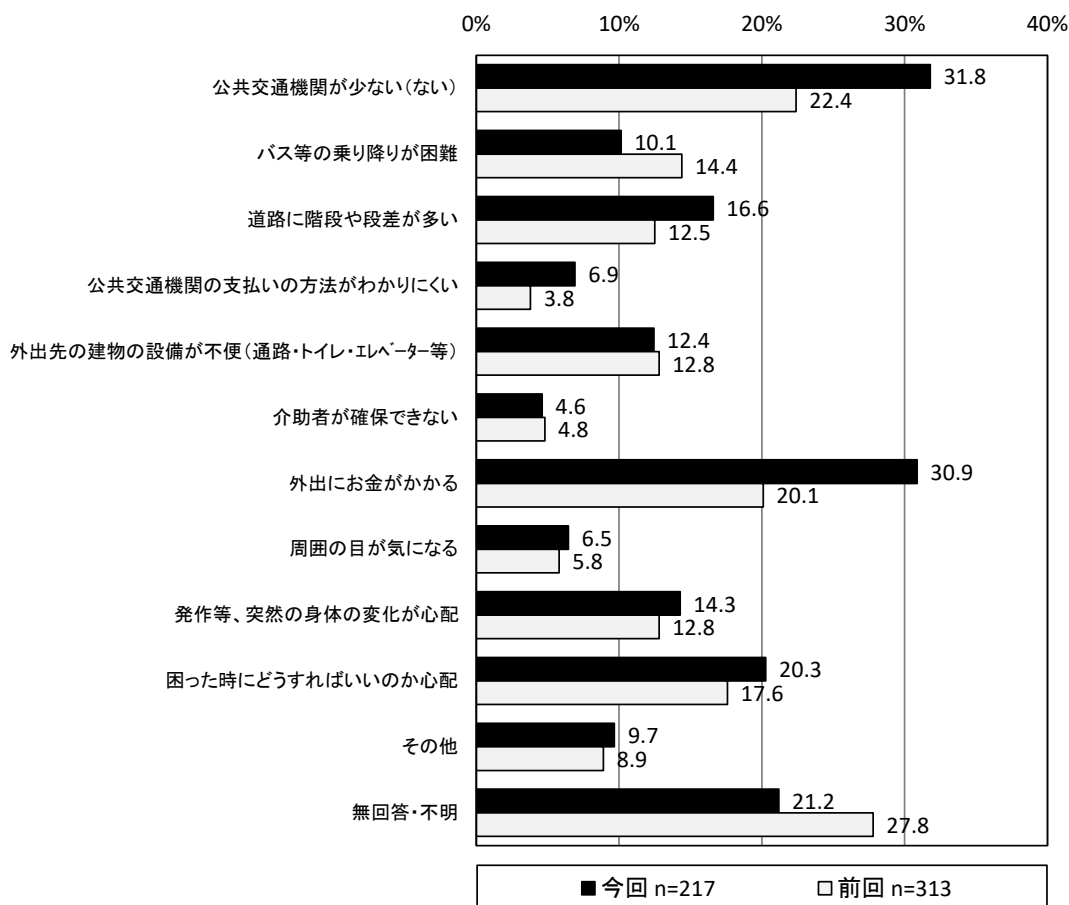
前回の調査結果と比較すると、「十分な収入が得られない」は 6.6 ポイント、「将来にわたる生活の場があるかどうか」は 5.5 ポイント増えています。

自分や家族の健康・体力の不安、経済的な不安、将来の生活の場に対する不安が増していることが伺え、保健・福祉・医療サービスの提供の充実に加え、支援体制の確保が必要です。

(2) 外出時に困ること

外出時に困ることについては、最も多い回答が「公共交通機関が少ない(ない)」の 31.8%で、「外出時にお金がかかる」の 30.9%、「困った時にどうすればいいのか心配」の 20.3%、「道路に階段や段差が多い」の 16.6%と続きます。

【外出時に困ること(全体)】



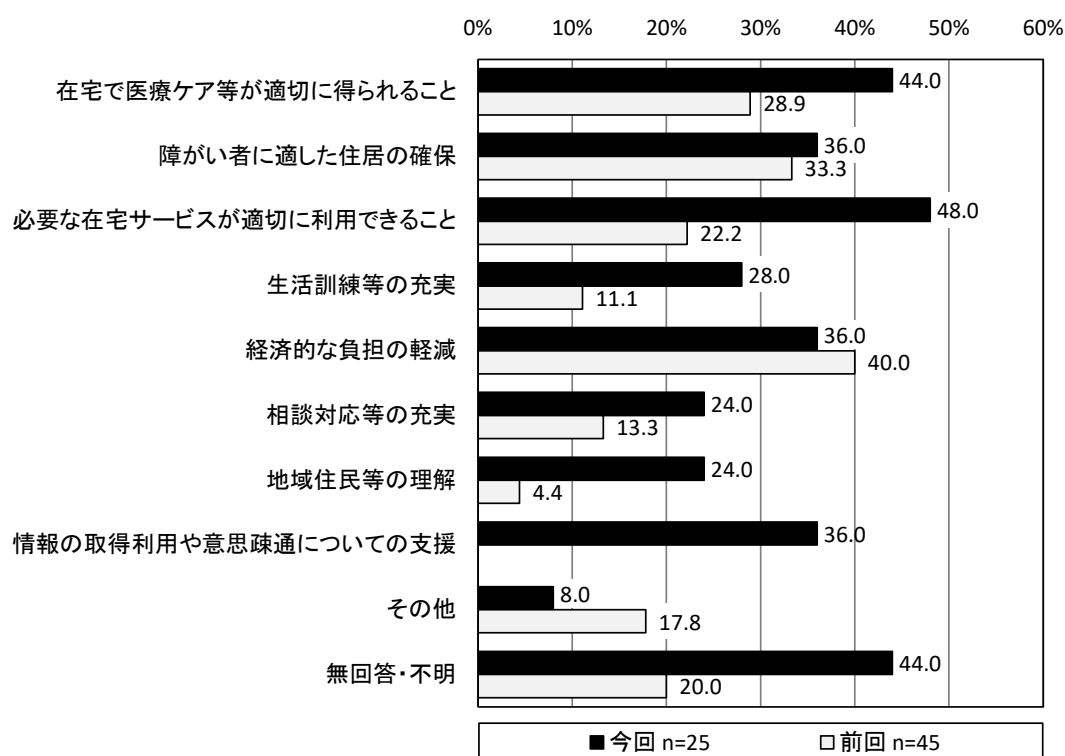
《課題》

前回の調査結果と比較すると、「公共交通機関が少ない(ない)」が 9.4 ポイントと大幅に増加しています。地域の公共交通サービスが低迷する中で、障がい者の移動手段は益々厳しい状況に置かれています。障がい者が地域生活を実現するうえで、移動手段を確保することは必須であり、充実が求められています。

(3) 地域で生活するためにあれば良いと思う支援

地域で生活するためにあれば良いと思う支援については、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が48.0%と最も多く、「在宅で医療ケア等が適切に得られること」の44.0%が続きます。前回の1位は「経済的な負担の軽減」、2位は「障がい者に適した住居の確保」でしたが、今回は1位、2位が大きく変化しています。また、前回では選択項目になかった「情報の取得利用や意思疎通についての支援」が「障がい者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」とともに、3位になっています。

【地域で生活するためにあれば良いと思う支援（全体）】



《課題》

前回の調査結果と比較すると、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケア等が適切に得られること」の回答が大幅に増えています。保健・医療・福祉サービスの提供体制に対する支援体制の確保が必要です。また、前回調査の選択項目になかった「情報の取得利用や意思疎通についての支援」を望む回答が多く、情報社会に対応したサービス・支援が必要です。

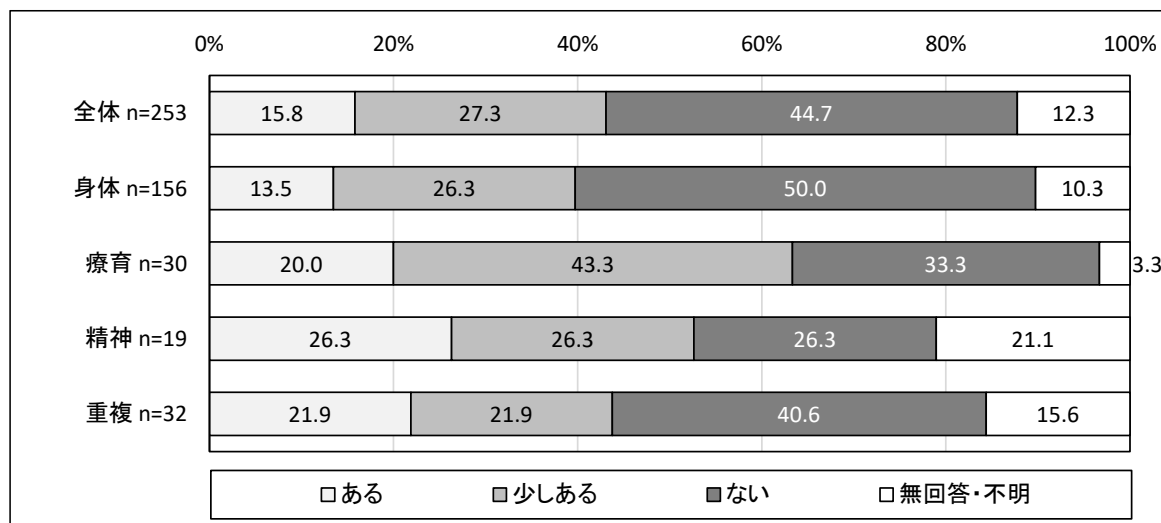
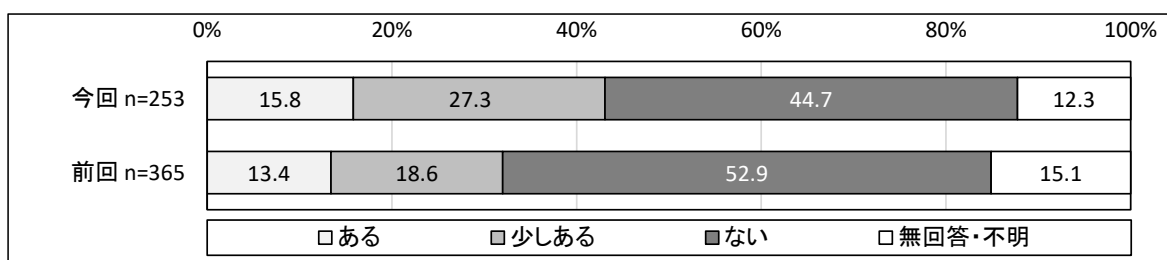
(4) 差別を受けた経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ない」が 44.7%と最も多く、「少しある」の 27.3%、「ある」の 15.8%と続きます。前回と比較し「ある」が若干増加、また「少しある」が大きく増加しています。

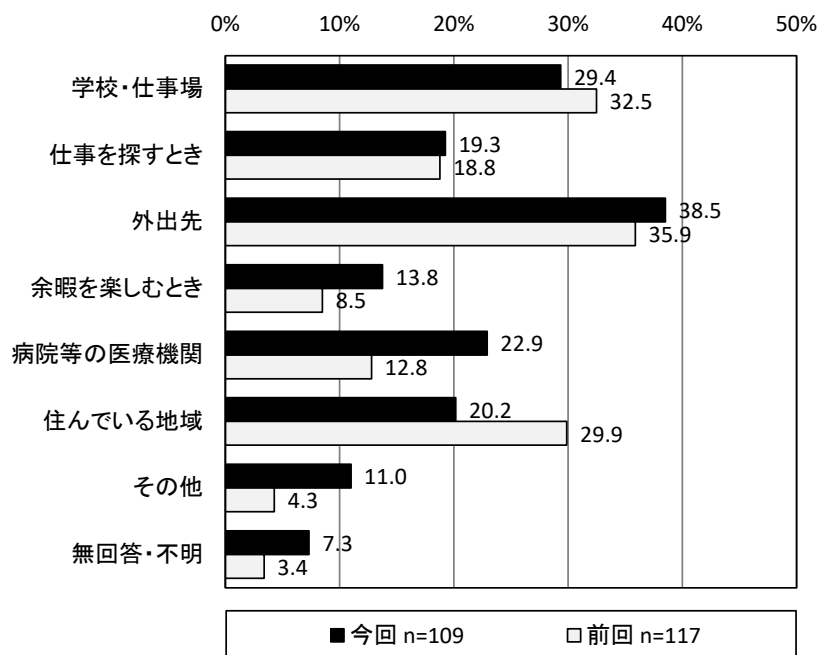
障がい種別にみると、「ある」の回答が最も多いのは「精神」の 26.3%です。また、「少しある」は「療育」が 43.3%と大幅に多くなっています。

差別や嫌な思いをした場所について、最も多いのは「外出先」の 38.5%です。

【差別を受けた経験(全体・障がい種別)】



【差別や嫌な思いをした場所（全体）】



《課題》

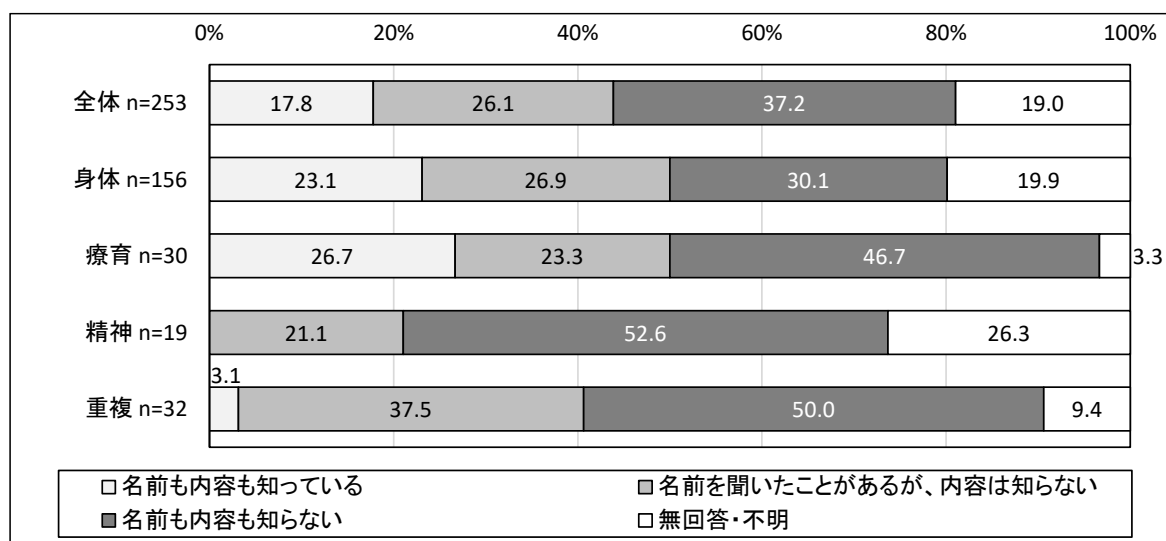
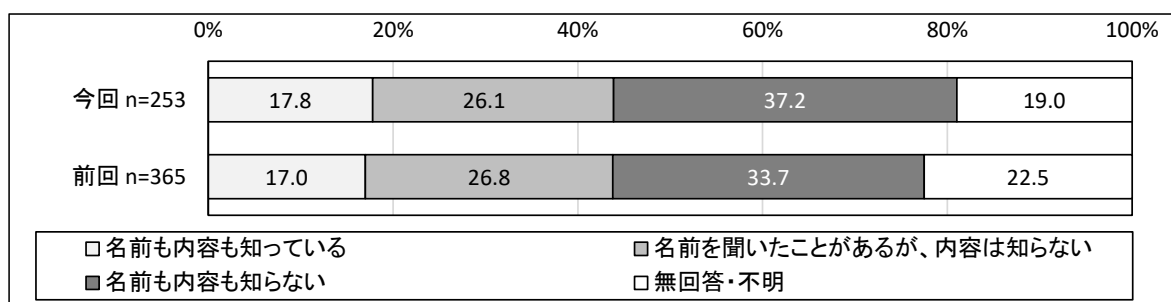
前回の調査結果と比較すると、「ある」「少しある」は増加しています。障害者差別解消法が平成25年に制定され、啓蒙・啓発活動をはじめ様々な施策が展開されていますが、調査結果では差別解消が進んでいないことが伺われます。今後さらに、積極的な取組が求められています。

(5) 成年後見制度の認知

成年後見制度の認知については、「名前も内容も知らない」が 37.2%と最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の 26.1%が続きます。前回と比較し「名前も内容も知らない」が若干増加しています。

障がい種別にみると、「名前も内容も知らない」が最も多いのは「精神」の 52.6%で、「療育」の 46.7%が続きます。

【成年後見制度の認知（全体・障がい種別）】



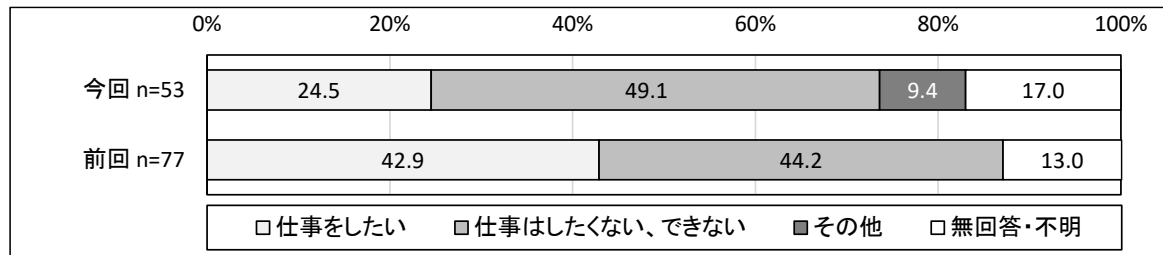
《課題》

成年後見制度の認知は、「名前も内容も知らない」が 37.2%と4割弱を占め、前回と比較し増えている状況にあります。今後、さらなる周知の取組が求められています。特に「精神」、「療育」の認知度が低いことから重点的な周知の取組が必要です。

(6) 就労意向(現在収入を得る仕事をしていない18～64歳の人)

就労意向については、「仕事はしたくない、できない」が49.1%と最も多く、「仕事をしたい」の24.5%が続いています。「仕事をしたい」が大幅に減少しています。

【就労意向(全体)】



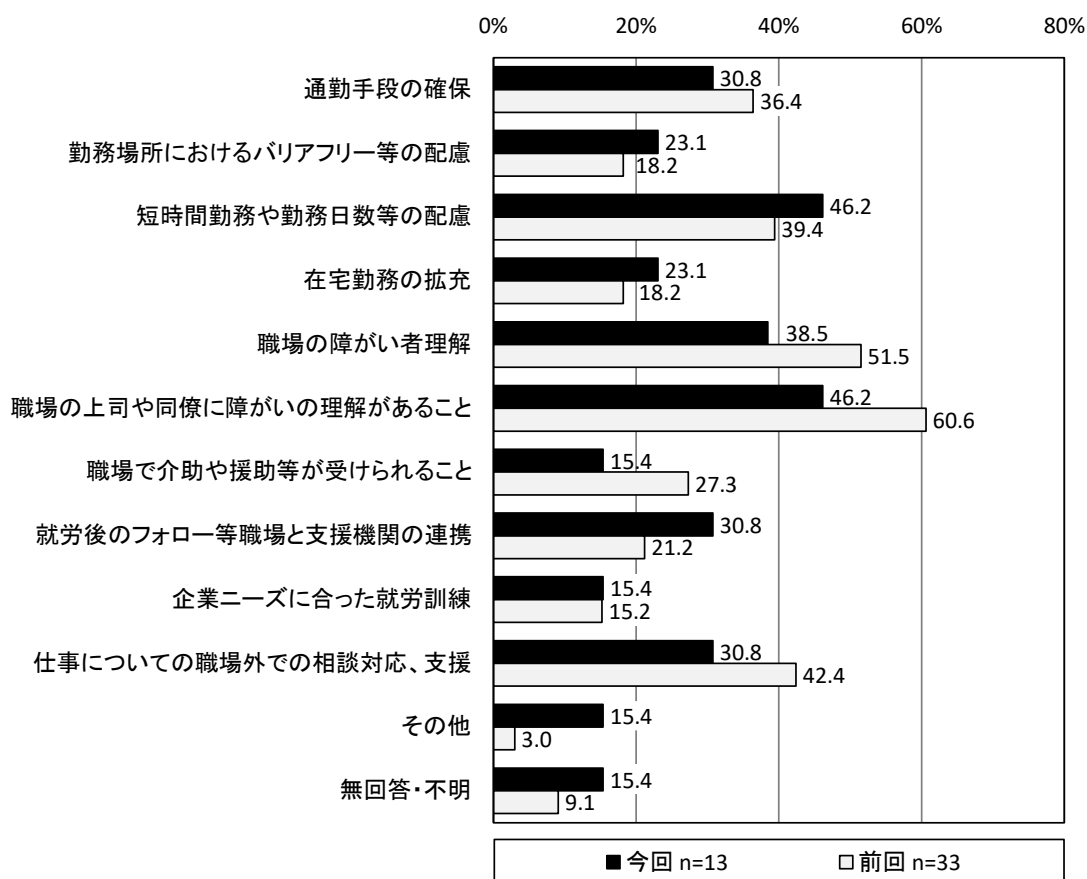
《課題》

前回の調査結果と比較すると、「仕事をしたい」の回答は大幅に減少し、「仕事はしたくない、できない」が増加しています。今後「仕事をしたい」と意欲のある人の就労支援を推進するとともに、「したくない」人への支援として、雇用促進支援や雇用における差別解消と雇用者の合理的配慮の提供促進等を進めていく必要があります。

(7) 必要な就労支援

「仕事をしたい」と回答した人が、障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、最も多い回答は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の 46.2%であり、「職場の障がい者理解」の 38.5%と続いています。

【必要な就労支援（全体）】



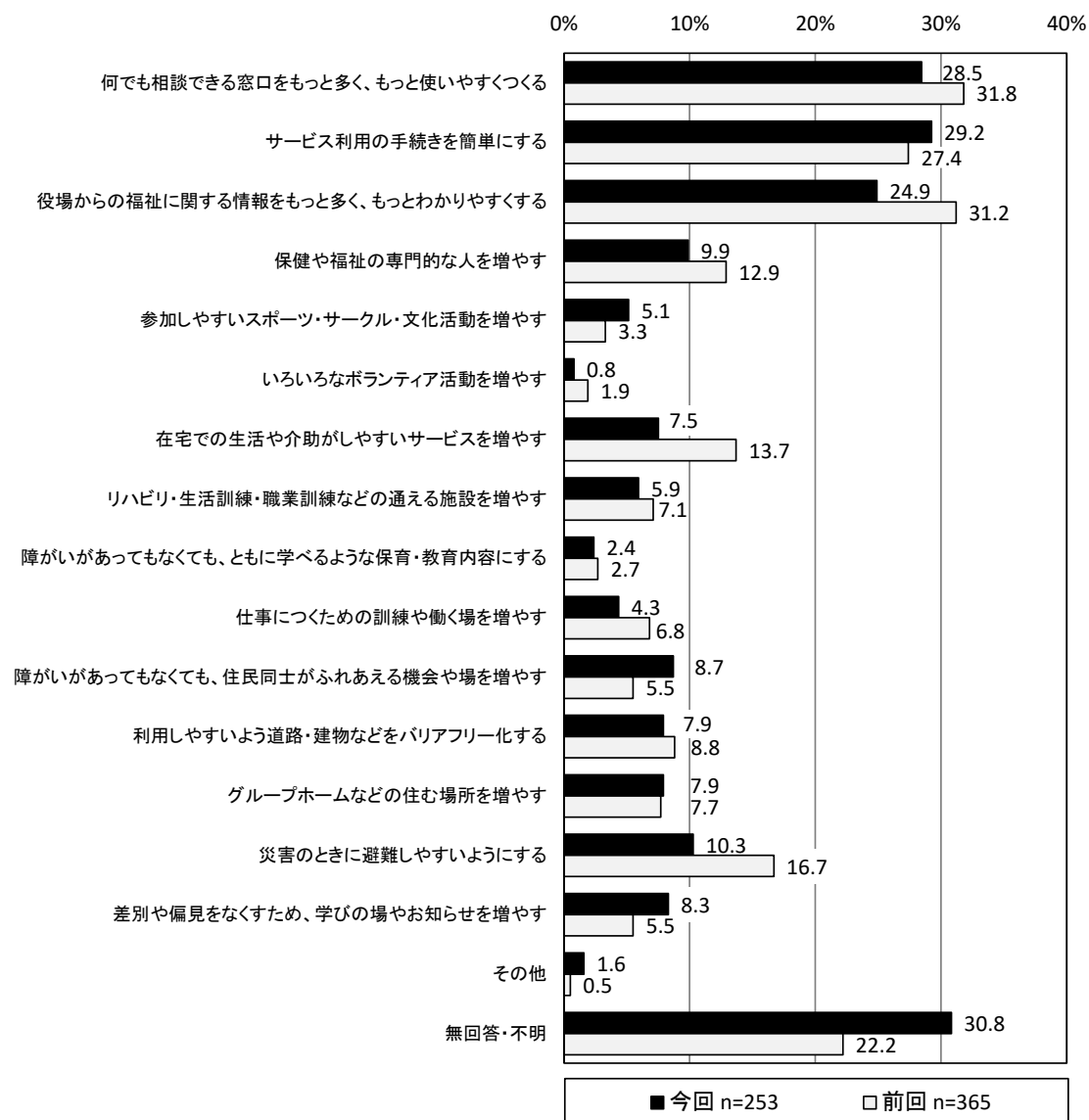
《課題》

「仕事をしたい」と回答した人が求める就労支援として最も多いのは、職場の障がい、障がい者に対する理解です。また、勤務時間や勤務日数などの障がい者に配慮した就労環境を求めています。障がい者が仕事につき、自立した生活を実現するためには、障がい、障がい者に対する理解を推進すること、障がい者に配慮した就労環境を整えることが必須です。

(8) 住み慣れたまちでよりよく暮らすために必要なこと

自分が住み慣れたまちで、よりよく暮らすために必要だと考えることについては、「サービス利用の手続きを簡単にする」が 29.2%と最も多く、「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる」の 28.5%、「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」の 24.9%と続きます。前回と比較すると、「障がいがあってもなくても、住民同士がふれあえる機会や場を増やす」「差別や偏見をなくすため、学びの場やお知らせを増やす」が若干増加しています。

【住み慣れたまちでよりよく暮らすために必要なこと（全体）】



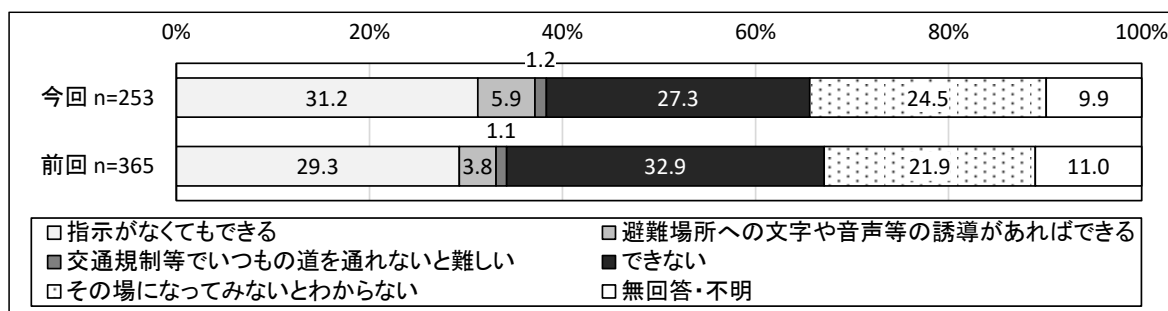
《課題》

「サービス利用の手続きを簡単にする」「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる」「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」の3つが主要な要望となっています。いずれも行政の業務に直接係る内容であり、サービス利用の手続き、窓口の対応、情報提供といった面でのサービスの改善が必要です。

(9) 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「指示がなくてもできる」が31.2%と最も多く、「できない」の27.3%、「その場になってみないとわからない」の24.5%と続きます。前回は「できない」との回答が32.9%と最も多かったのに対し、今回は「指示がなくてもできる」が最も多くなっています。

【災害時に一人で避難できるか(全体)】



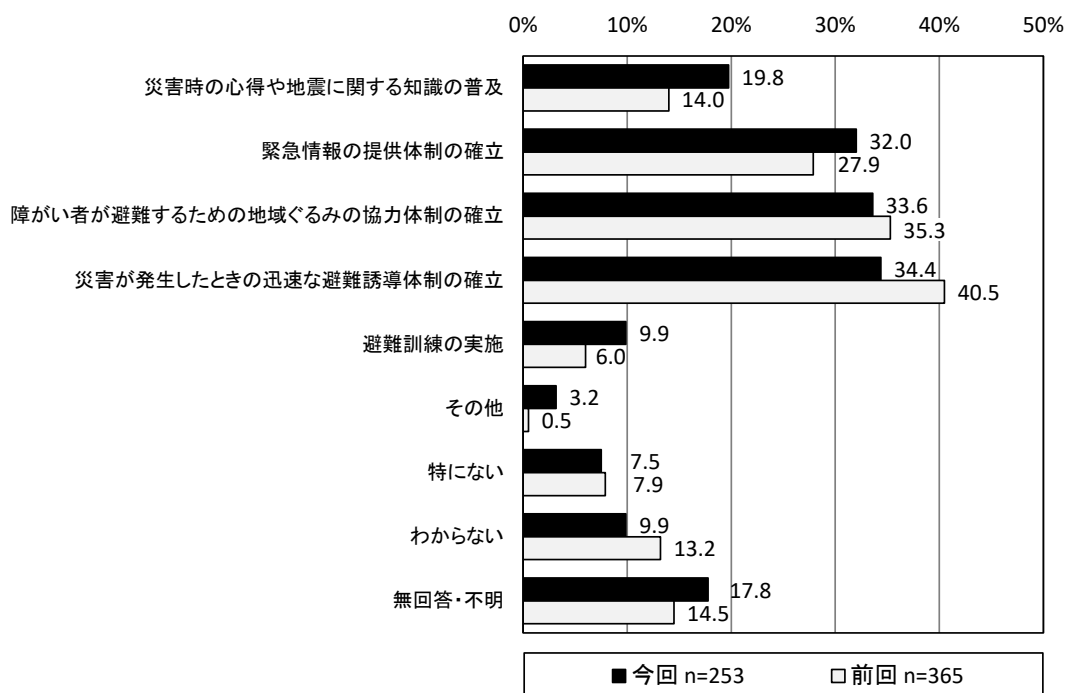
《課題》

前回は「できない」の回答が最も多かったのに対し、今回は「指示がなくてもできる」の回答が最も多くなり、防災に対する意識の啓発や防災訓練の普及など、防災対策の効果が伺われます。しかし、約7割は、災害時の避難に不安、または「できない」と考えており、今後もさらなる防災対策の推進が必要です。

(10) 災害に備えて力を入れてほしいと思うこと

災害に備えて力を入れてほしいと思うことについては、「災害が発生したときの迅速な避難誘導體制の確立」の 34.4%が最も多く、「障がい者が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」の 33.6%、「緊急情報の提供体制の確立」の 32.0%が続きます。前回と比較し上位の主な要望は変わりませんが、「災害時の心得や地震に関する知識の普及」「緊急情報の提供体制の確立」が若干多くなっています。

【災害に備えて力を入れてほしいと思うこと（全体）】



《課題》

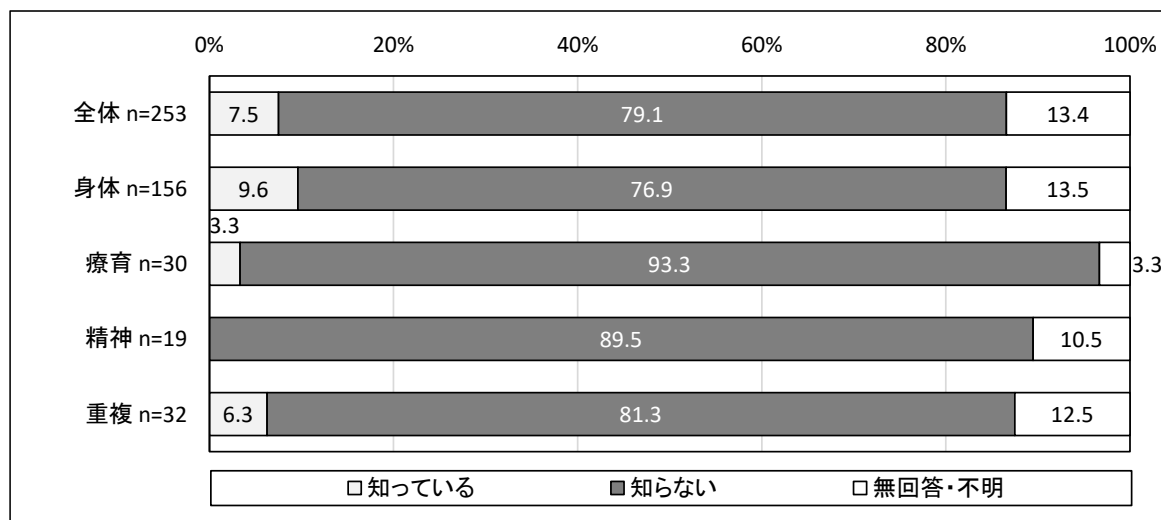
災害に備えて力を入れてほしい主な要望は、迅速な避難誘導體制、地域ぐるみの協力体制、緊急情報の提供体制の確立であり、前回と変化はありません。障がい者の安全・安心のために、これらの体制整備が必要です。

(11) 災害時個別避難計画の認知と作成希望

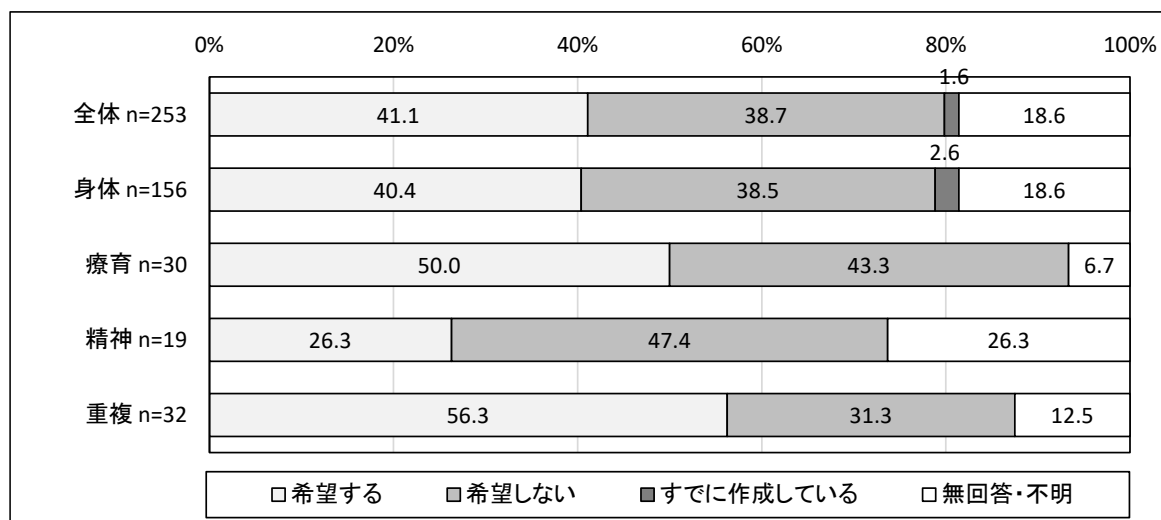
災害時個別避難計画の認知については、「知らない」が79.1%と8割弱を占め、「知っている」は7.5%にとどまっています。障がい種別にみると、いずれの種別においても「知っている」は1割以下であり、「知らない」が約7割～9割を占めています。

一方、災害時個別避難計画の作成希望については、「希望する」が41.1%と約4割を占めています。

【災害時個別避難計画の認知（全体・障がい種別）】



【災害時個別避難計画の作成希望（全体・障がい種別）】



《課題》

災害時個別避難計画の認知は1割弱に対し、作成希望については約4割を占めています。計画に対する認知の低さと計画作成に対する関心が高いことから、災害時個別避難計画の周知活動の推進と計画作成に対する対応整備が必要です。

第3節 専門職ヒアリングで抽出した課題

障がい福祉サービスの専門職の人たちが3つのグループに分かれ、以下の3つのテーマについてワークショップを行いました。それぞれのグループのワークショップにより、「現状・課題等」と「対策・取組等」が次のようにまとめられました。

- ◆グループ1 テーマ：地域生活移行と障がい福祉について
- ◆グループ2 テーマ：地域一般就労と障がい福祉について
- ◆グループ3 テーマ：障がい児福祉サービスについて

(1) グループ1でまとめられた現状・課題と対策・取組

分類	○現状・課題 □対策・取組 のまとめ	
① 社会資源の不足	☐ 町内にサービス事業所が少ない ☐ 町内では事業所を選択できない ☐ 障がい福祉サービスの不足 ☐ 就労場所が限られている ☐ 入浴サービスが少ない(ない)	☐ 町内での連携(病院・薬局・福祉施設) ☐ 企業への案内など
② 周囲の理解	☐ 地域の理解度が低い ☐ 家庭の理解度が低い ☐ 訪問介護との違いが分かりにくい	☐ 福祉関係者以外への研修や説明会 ☐ 勉強会の開催 ☐ 障がい者福祉に関するイベントの開催 ☐ 子どもの頃から障がいを理解する授業 ☐ 専門職との顔が見える関係づくり
③ 移動手段が少ない	☐ 町外事業所利用時の交通費、移動手段に課題がある ☐ 移動手段が限られる	☐ 移動時の金額をどう抑えるか(割引など) ☐ 巡回バスの充実 ☐ 町内独自の移動方法 ☐ 他市町村との共同運行 ☐ 移動超過による追加金への助成
④ 家庭支援が少ない	☐ 障がい者家族への支援サービス ☐ 主介護者の高齢化	☐ 障がい者を地域で支える仕組みづくり ☐ 家族と本人とが話せる場づくり

分類	○現状・課題 □対策・取組 のまとめ
⑤ 現場の声	○お金の使い方に支援が必要 ○精神障がいの人への言葉かけが難しい ○生活に意欲がない人もいる  □相談窓口で専門職の人が必要 □専門職の訪問 □働き手不足の解消 □賃金の改定 □支援先につなぐサービス □お金の使い方についての支援
⑥ 入所施設が少ない	○入所施設が少ない ○入所施設が地域にない  □介護保険施設や事業所を障がい者も利用できると良い □入所施設の新規立ち上げ □空き家の活用

(2) グループ2でまとめられた現状・課題と対策・取組

分類	○現状・課題 □対策・取組 のまとめ
① 生活上の課題	○日常の相談 ○町活動の場 ○移動手段 ○買物支援 ○当事者の余暇時間の使い方  □町バリアフリーの移動支援(タクシー券等) □アウトリーチ訪問相談
② 事業所の課題	□居場所としても利用してほしい □引きこもっている障がいのある人に利用して欲しい
③ 地域の課題	○8050 問題に対する対策 ○若年性認知症の人の社会参加と制度 ○就労A型の事業所が少ない ○町外の事業所の利用が多い  □個別性に対応した活動支援 □多機能型の支援サービス □障がい分野と介護分野の連携 □顔が見える関係づくりができる取組(一般企業なども交える) □相談支援事業を増やす
④ 就労B型の課題	○技術力向上が必要 ○町内事業所の今後について ○一般就労への意識 ○一般企業への就労移行 ○本人たちの工賃を上げるための事業収入の確保 ○利用しても継続しないことがある  □合同研修会や連絡協議会の設置 □スタッフのスキルアップ □障がい者が利用しやすい環境づくり □町内事業所についての情報発信 □行政との連携による利用者数確保

(3) グループ3でまとめられた現状・課題と対策・取組

分類	○現状・課題 のまとめ
① 受け皿とつながり	○就学後の見通しを早期にアドバイスできる相談のチャンスが不足 ○医師の診断があってもそれを支援に活用する働きかけ不足 ○利用希望者に対しての受け入れ人数の限界 ○児発、放デイの利用者は就学後の療育支援が止まってしまう ○検診後のフォローがうまく継続しない ○検査等のデータを活用することができる相談の場が不明確 ○医ケア児の診療ができる医療機関が少ない ○高齢者と比べると受け皿が少ない
② 金銭面	○経済的な負担 ○義務教育後の高校生はスクールバスが利用できない
③ 家族の支援	○実態の理解を促すための働きかけが不足 ○保護者の支援 ○情報共有の場がない ○障がい児の状況把握の難しさ ○社会資源が把握できない ○家族間のコミュニケーション不足 ○保護者の学ぶ機会、交流する機会 ○保護者の理解、支援の難しさ ○スポーツを通して学べる場があると良い ○家族が現状を受け入れることの難しさ ○学校、家庭、放デイとの共通対応の共有
④ 空間づくり	○土・日の過ごし方 ○フリースクール的な役割も必要



分類	□対策・取組 のまとめ
① 生きる環境づくり	□移動手段拡充 □高校の交通手段 □交通機関を拡充してほしい
② つどい・つながれる場	□コーディネーターとの交流 □子育て支援センターの活用 □保護者の居場所・相談・情報提供できる場 □フリースクールのような場所が欲しい □使っていない小学校体育館の活用など □サービス利用前でも相談できる場所
③ 学びの場	□学校、支援者、家族で認識を共有できる場所 □支援クラス、支援学校がどういう場なのかについて学ぶ機会 □他の障がい児保護者の講演会 □障がいの枠に限らず地域で誰でも楽しむ会

(4) ヒアリング結果のまとめ

① 社会資源の不足について

町内における障がい福祉サービス事業所が少なく、サービスが不足している状況であり、町外事業所を利用せざるを得ない現状であるという課題が挙げられました。利用者本人の選択の下、福祉サービスを利用できる環境の整備と町内事業所の情報発信が必要とされています。

特に、町外事業所利用時の移動手段の確保や交通費について課題があり、事業所による送迎支援のほか、町独自の移動支援の整備が必要な状況です。

また、障がいのある人が就労できる場も限られており、就労の場の拡大のために企業等との連携が求められています。

② 家族の支援（相談・交流の場）について

障がいのある人が家族や地域住民から理解が得られないことや、家族などの介助者の高齢化、家族間のコミュニケーション不足の問題、障がいのある子どもの家族が現状を受け入れることの難しさや障がいのある子どもの状況把握についての難しさがあるという課題が挙げられました。障がいについての理解を深めるための講演会やイベント等の開催により、障がいのある人の家族を地域で支える仕組みづくりが求められています。また、相談支援の充実と情報共有等の交流の場として、専門職がいる「気軽に集える場」の創出や訪問相談などのアウトリーチによる支援体制を整備し、普段から専門職と顔の見える関係を築くことで、相談することへの抵抗感をなくすことが重要となっています。

③ 関係者の連携強化について

障がいのある人の個別課題の多様化から、必要な支援に応じた多機能型支援、また、障がい福祉分野と介護保険分野等の他分野連携による重層的支援が求められています。

障がい福祉分野の関係者のみならず、福祉専門職や教育関係者など関係者による連携を強化し、就学や就職、家庭状況等の生活環境の変化に応じた、継続的な支援体制の確保が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町では、すべての人が安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、障がいのある人もない人も、互いに一緒に過ごしてよかったと、笑顔でいえるまちづくりを目標としてきました。本計画においても、これまで推進してきたこの考えを継承し、誰もがお互いを理解し、安心して暮らせるまちを目指して、次の基本理念を掲げます。

障がいのある人もない人も
安心して暮らせるまち かわまた

第2節 基本目標

基本目標1 権利擁護・差別解消

障がいのある人にとって今の社会は必ずしも住みよいとはいえません。

「社会的障壁」は目にみえる段差ばかりでなく、制度や慣習、人々の意識など、社会にはさまざまな「社会的障壁」があります。

障がいのある人、ない人が地域の中で互いを尊重し合いながら、ともに暮らすことのできる社会の実現に向け、差別解消、虐待防止の取組の推進、福祉教育や交流・ふれあいの場の充実、地域への啓発・広報活動を推進していきます。

基本目標2 情報・意思疎通支援

あらゆる障がいのある人が、生活していくうえで必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、情報通信における情報発信及び情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、視覚障がい、聴覚障がい及び知的障がい等によって、コミュニケーションに障がいのある人の生活の向上に向け、サービスの充実、人材の育成を推進し、意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標3 保健・医療

障がいとは未然の予防や早期発見・早期治療につなげることが重要であり、そのためにはライフステージごとの健康診査や各種健診などの保健事業の充実が大切です。救急医療・リハビリテーション体制といった医療体制の整備や、重症心身障がい児、医療的ケア児、精神障がい者の支援体制の整備、関係機関との連携を深めることが必要です。

地域において適切な保健・医療サービスを提供できるよう、健康に関する教育や相談支援体制を整備していきます。

基本目標4 福祉サービス・相談

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で自立して生活し、社会参加ができるように、福祉サービスを充実していきます。また利用者が真に必要とするサービスの提供が必要であるため、サービスの質を向上させる体制を構築していきます。

また、関係機関との調整を担う機能を備えた相談支援体制、意思決定支援体制を整備し、生活の困りごとからサービスの利用等に関する情報発信を行い、安心して地域生活を送れる環境の構築に努めていきます。

さらに、発達障がい児の支援に関して、発達障がいの診断を専門的に行うことができる機関の確保等、支援の充実を行うことが必要です。

基本目標5 療育・保育・教育

障がいのある子どもが、一人一人の個性や能力を発揮していくためには、それぞれのニーズに応じたインクルーシブな療育・保育・教育の提供や、医療との連携の強化が重要です。そして、障がいの状態に応じた適切な教育の機会を確保し、将来的な自立につなげていくことができるよう、進路指導や就労支援を行っていきます。

基本目標6 雇用・就業

障がいのある人が就労するということは、経済的な自立や自己実現だけでなく、地域でいきいきと暮らしていくことにつながるため、充実した支援体制の整備を進めていく必要があります。そのため、職場における障がいの理解や合理的配慮、雇用機会を確保するとともに、それぞれの意欲や適性、能力に合わせた働き方が実現できるよう、一人一人の状況に応じたきめ細やかな、総合的な就労支援を推進していきます。

基本目標7 生活・安全・安心

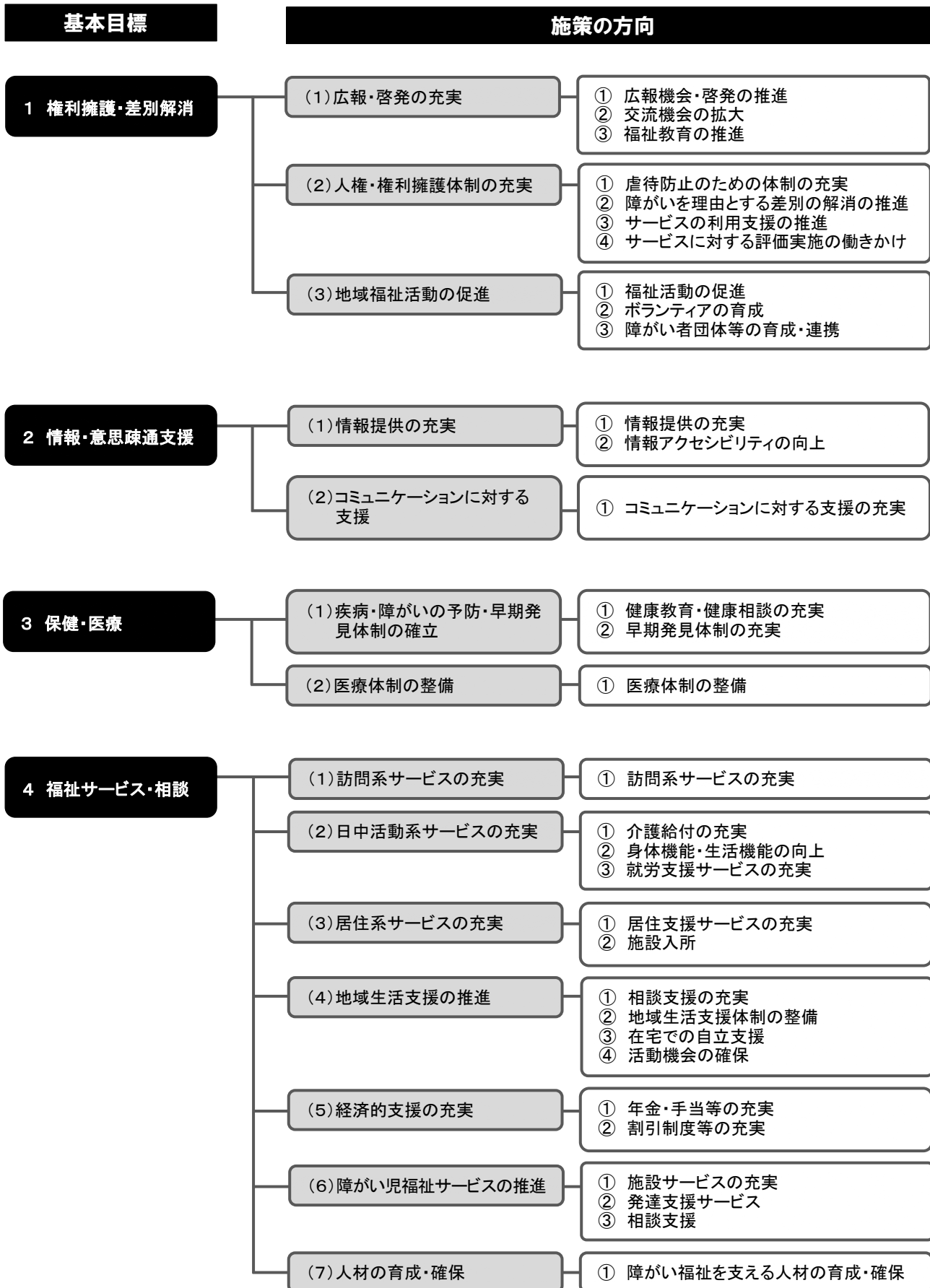
障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で個人の権利を尊重されながら暮らしていくためには、安全で安心な生活環境を提供することが重要です。すべての人にとってやさしいまちを目指し、ユニバーサルデザインの考えを取り入れながら、バス、道路、公園や建物等のバリアフリー化を推進していきます。

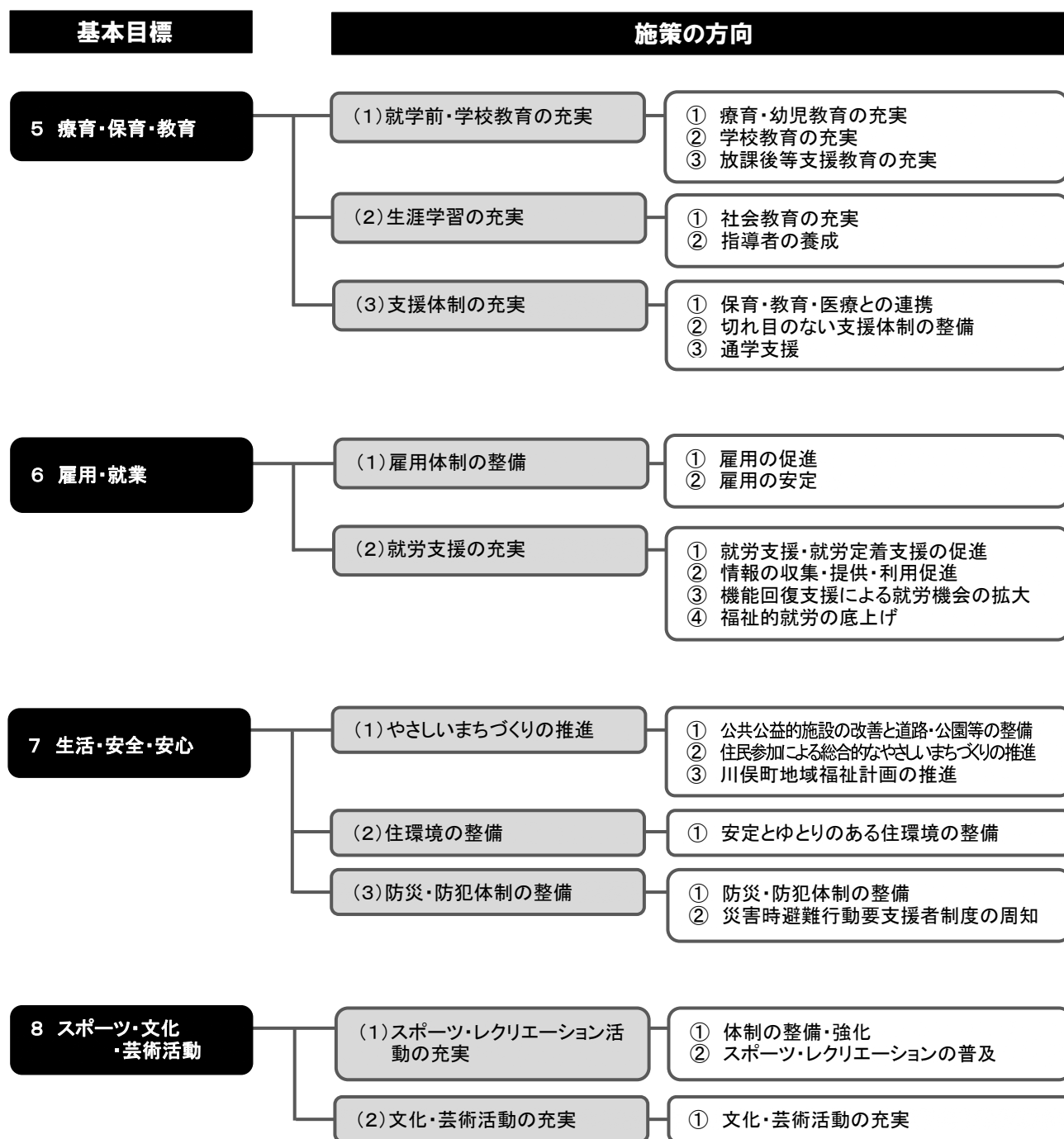
また、頻発する大規模災害により高まっている防災意識を踏まえ、それぞれの障がい特性に配慮した緊急時の支援体制を整備していきます。

基本目標8 スポーツ・文化・芸術活動

障がいの有無に関係なく、すべての人が文化・芸術活動に参加したり、スポーツやレクリエーションを行ったりすることで、地域生活における楽しみや生きがいを感じながら暮らせる社会の構築が求められています。そのため、多様な活動の普及に努めるとともに、運動会や文化祭といった、障がいのある人がスポーツや文化・芸術とふれあうことのできる機会の充実や環境の整備等を行っていきます。

第3節 計画の体系





第4章 障がい者基本計画（施策の方向）

1 権利擁護・差別解消

現状と課題

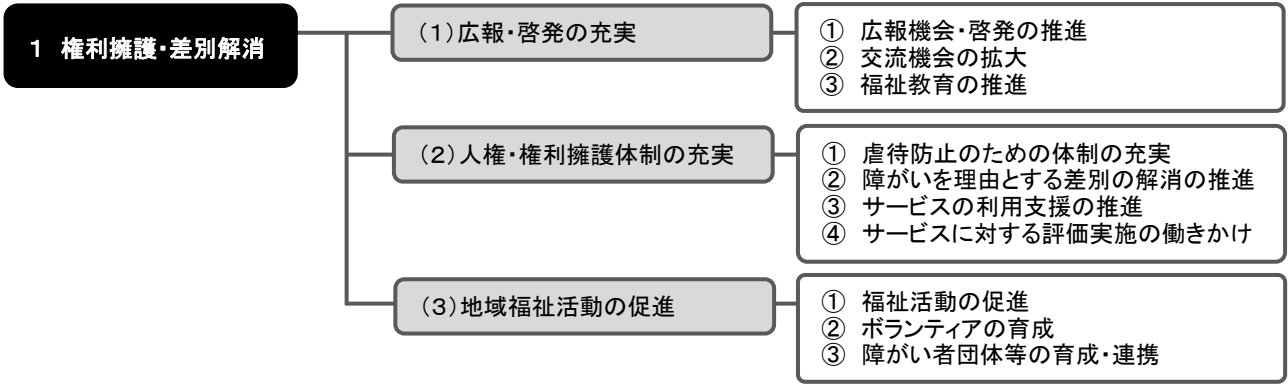
平成23年8月に公布された「障害者基本法」の一部改正では、障がいの有無に関わらず、すべての人が平等に基本的人権を享受することができ、周囲の人々が一人一人の障がいの特性を考え、ともに暮らすことのできる「共生社会」の実現が強調されています。

本町においても、これまで障がいや障がいのある人への理解を深めるため、広報・啓発活動の充実を図りながら、地域福祉活動の活性化に努めてきました。

しかし、今回実施したアンケート調査によると、知的障がいを持っている人の約6割、精神障がいを持っている人の約5割が障がいを理由に差別を受けた経験が「ある」、または「少しある」と回答しています。また、差別や嫌な思いをした経験がある人の約4割が外出先で嫌な思いをしていると回答していることから、地域における障がいへの理解の促進がより一層求められています。

障がいのある人もない人も、すべての人が地域で安心して暮らしていくには、障がいに対する正しい認識と虐待の防止等を踏まえた権利擁護に向けた取組が不可欠です。そのため、障がいや障がいのある人に対する偏見や差別、社会的障壁の除去に向け、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動や交流活動を充実させるとともに、障がいのある人の人権擁護に向けた取組の強化、地域で活動している団体への支援や協力を行っていくことが重要です。

施策の体系



施策の方向

（1）広報・啓発の充実

① 広報機会・啓発の推進

町の広報「広報かわまた」やホームページなどの広報・啓発活動を充実させ、成年後見制度等、各種制度に関する周知を図ります。また、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等、外見からわかりにくい障がいを持っている人に対してヘルプカードやヘルプマーク※の配布を行う等、より一層の理解促進に向け、障がいや障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めるための情報の提供に努めます。

※ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークで、ヘルプカードに必要な支援を記載しておくことで、必要な支援の内容を知らせるための手段です。

② 交流機会の拡大

障がいのある人とない人がともに交流し、互いを理解することができる場や機会が充実されるように、町の行事やイベントの情報を提供します。

③ 福祉教育の推進

誰もがお互いに住みやすい社会を構築するために、家庭、保育・教育機関、地域などさまざまな場面において、障がいや障がいのある人に対する、地域住民等の共通理解を深める機会を充実させます。

（2）人権・権利擁護体制の充実

① 虐待防止のための体制の充実

教育・医療機関やサービス提供事業者などの関係機関や地域団体等と連携をとりながら、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。

また、障がいのある子どもに対して親が養育を拒否する場合や、自分の子どもが障がいを持っていることを受け入れられず子どもに悪影響を与える場合、子どもを家庭から引き離さなければ子どもの成長に重大な影響を及ぼす場合など、さまざまな状況に迅速かつ適切に対応できるよう、今後も引き続き民生委員・児童委員や関係機関と連携し、保護、安全の確保に向けた体制を整備するとともに、障がいのある人と介助者への相談支援などを行います。

② 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、暮らしにくさを感じたりすることがないように、地域全体で障がいに対する理解を促進するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の推進により、差別の解消に努めます。また、司法手続きや選挙、国家資格の取得等における配慮についても必要に応じて、対応を検討します。

③ サービスの利用支援の推進

障がいのある人、その介助者、または障がいのある子どもの親等に対し、関係機関と連携しながら、ニーズに合ったサービスの利用等の支援を進め、障がいのある人、または子ども本人とその介助者（親等）が、安心して生活できる環境を構築します。また、障がいのある人も自らの意思で選択し、決定できる自立した生活を送れるよう、成年後見制度等の利用促進に努めます。

④ サービスに対する評価実施の働きかけ

サービス提供事業所が、自ら提供するサービスの質を高め、利用者に良質かつ適正なサービスを提供できるよう、事業者第三者評価の受審と自己評価の実施を働きかけるとともに、サービス提供事業所の現状を確認し、必要な指導、助言、支援を行います。

（3）地域福祉活動の促進

① 福祉活動の促進

社会福祉協議会への支援、情報の共有など連携の強化を推進するとともに、民生委員や地域住民等と協力して地域福祉活動を促進します。さらに、各活動の周知や人材育成に努めます。

② ボランティアの育成

社会福祉協議会や障がい者関係団体と連携し、ボランティアの育成・支援を行います。また、多くの人が気軽にボランティア活動へ参加できるよう、活動の内容などをPRして参加を促進します。

③ 障がい者団体等の育成・連携

本町はこれまで、3障がいそれぞれを主な利用者とする3つのNPO法人と、地域活動支援基盤の整備のため協議を重ねてまいりました。今後もさらなる基盤整備、強化に向けて、各関係団体・事業所との連携に努めます。

2 情報・意思疎通支援

現状と課題

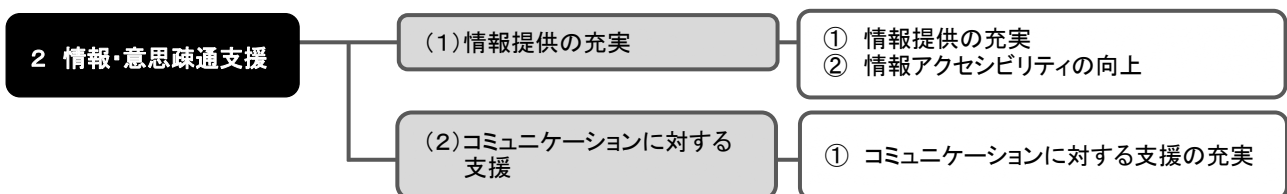
障がいのある人が暮らしやすい地域を構築していくためには、十分な情報提供が必要です。また、平成23年の障害者基本法の改正により、手話が情報伝達の手段のひとつとして位置づけられ、意思疎通に関する必要な支援体制の整備が求められています。

本町においても、「広報かわまた」やホームページ等を通じて福祉サービスの情報提供を行うとともに、障がいの状況に合わせたコミュニケーション支援を行ってきました。

しかし、今回実施したアンケート調査によると、住み慣れたまちでよりよく暮らすために必要なこととして、障がいのある人の4人に1人が、「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、わかりやすくする」と回答しています。また、コミュニケーション支援については、障害者総合支援法の施行に伴い、手話奉仕員の養成が必須事業となり、障がいのある人の意思疎通が課題のひとつとなっています。

障がいのある人が必要な福祉サービスを享受し、日常生活や社会参加しやすい環境をつくり、不自由さを感じることなく暮らしていくためには、精神障がいや知的障がいのある人など、情報の入手や理解が困難な人も含め、すべての障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、わかりやすく、利用しやすい提供体制を整えていくとともに、コミュニケーション手段の充実を図っていくことが必要です。

施策の体系



施策の方向**（1）情報提供の充実****① 情報提供の充実**

関係機関や関係課、サービス提供事業者などと連携を図り、障がいのある人に対して、分野別や幼児期・青年期・老年期等のそれぞれの段階別など、障がいの種類や特性にあったわかりやすいサービスの情報提供に努めるとともに、ホームページなどの定期的な更新・普及を図ります。

② 情報アクセシビリティの向上

すべての障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、多様な手法による情報提供を行うとともに、スマートフォンやタブレットなど新しい情報機器の普及、利用促進を図ります。また、行政機関においても、通常の窓口のほか、町の作成する印刷物やホームページなど情報のバリアフリー化を推進し、視覚や聴覚等に障がいのある人にも情報が取得しやすいよう、情報取得時に障壁となる要素の除去に努めます。

（2）コミュニケーションに対する支援**① コミュニケーションに対する支援の充実**

障がいによって意思疎通を図ることが困難な人の日常生活や社会参加を援助するために、視覚・聴覚・言語などの障がいに合わせ、手話通訳者派遣等の人的支援や補装具・日常生活用具の給付による支援の充実を図ります。

3 保健・医療

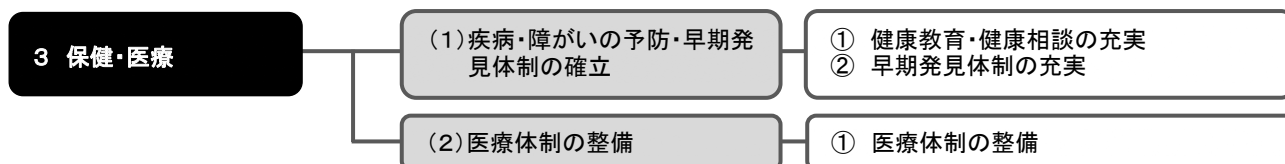
現状と課題

本町では、生活習慣病予防に向けた健康教育の推進や、障がいの早期発見・早期対応のために、乳幼児期からの母子を対象にした各種健康診査の充実に努めてきました。また、障がいのある人や難病患者が自立した生活を送ることができるよう、医療費の助成など医療を受けやすい環境の充実に努めてきました。

しかし、今回実施したアンケート調査によると、現在、福祉施設で暮らしている人や病院に入院している人が地域で生活するにあたって必要な支援として、障がいのある人の約5割が「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、約4割が「在宅で医療ケアが適切に得られること」を挙げています。また、生活するうえでの困りごとや心配ごととして、障がいのある人の約4割が「自分の健康や体力に自信がない」と回答しており、約2割が「家族など介助者の健康状態が不安」と回答しています。

障がいを未然に予防し、障がいがあっても健康で自立した生活を送るためには、各種健康診査を推進し、障がいや障がいの原因となる疾病の早期発見・早期対応の充実を図ることが重要です。そのためには、それぞれのニーズに応じた適切な医療ケアや在宅サービスを提供するとともに、障がいのある人も介助者とともに健康的に暮らせるように、医療体制の充実を図る必要があります。

施策の体系



施策の方向**（1）疾病・障がいの予防・早期発見体制の確立****① 健康教育・健康相談の充実**

障がいの原因となる疾病等の予防に向けて、生活習慣改善に重点を置いた健康教育を推進し、生活習慣病の予防の意識啓発や健康相談を行います。さらに、各種健康診査での相談も充実します。

② 早期発見体制の充実

発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を早期に発見・対応することで、障がいの進行の緩和・軽減を図ることができるため、母子保健相談や乳幼児健康診査などの各種健診を充実し、受診率を向上します。また、経過観察児のフォロー体制の充実のために、乳幼児発達観察相談会の受け入れ枠の拡大と、各種相談支援や健康診査で療育専門員の相談日を設けます。

（2）医療体制の整備**① 医療体制の整備**

障がいのある人や難病患者の健康で自立した生活を促進するために、健康の保持や疾病、障がいの治療、リハビリテーション等が適切に受けられるよう、医療関係団体との連携を強化するとともに、専門的な医師の配置など、医療体制の強化に努めます。また、継続的に必要となる医療給付を充実させるとともに、医療機関との連携を図り、医療費助成に関する申請等をスムーズに行うことで、引き続き対象者の負担軽減を図ります。

4 福祉サービス・相談

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、充実したサービスの提供を図るとともに、一人一人の自立を促進していくことが重要です。

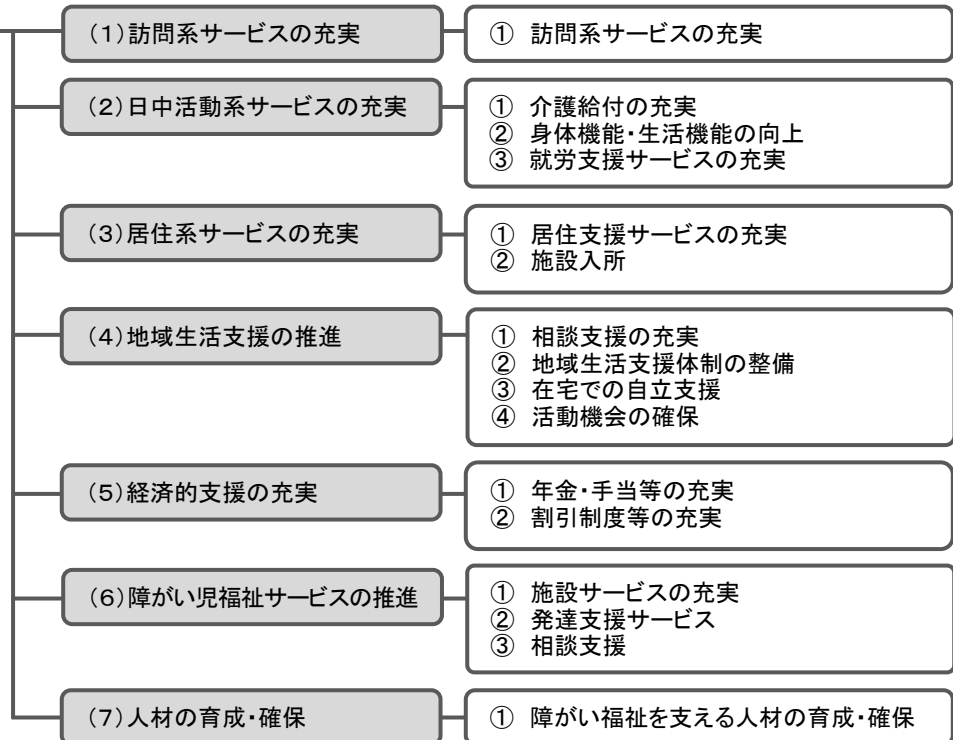
これまで本町では、障がいのある人が地域で暮らせるよう、一人一人の状況に合ったサービスの提供といつでも相談できる環境づくりに努めてきましたが、サービス事業所が不足しているのが現状です。

今回実施したアンケート調査によると、住み慣れたまちでよりよく暮らすために必要なこととして、障がいのある人の約3割が、「サービス利用の手続きを簡単にする」ことを挙げており、より分かりやすい手続きができるよう環境を整えていく必要があります。また、障がいのある人の約3割が「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる」ことを挙げており、相談支援の充実が求められています。

障がいのある人が自立した地域生活を送り、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、サービス事業所の確保を図るとともに、事業者との連携のもと、計画的なサービスの充実を図り、相談支援体制の整備や障がいのある人が利用しやすい福祉サービスの提供体制を確保することが大切です。

施策の体系

4 福祉サービス・相談



施策の方向

（1）訪問系サービスの充実

① 訪問系サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた自宅での生活ができるよう、町内事業所の拡充や、町外事業所も積極的に活用し、障がいの程度や状況に応じた多様なサービスを確保します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 居宅介護（ホームヘルプ） ○重度訪問介護 ○同行援護
- 行動援護 ○重度障害者等包括支援

（2）日中活動系サービスの充実

① 介護給付の充実

障がいのある人やその家族が日中も安心して生活できるよう、町内事業所の拡充や、町外事業所も積極的に活用し、施設での専門的な介護サービス等の情報を提供します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 生活介護 ○療養介護 ○短期入所（ショートステイ）

② 身体機能・生活機能の向上

近隣の障がい者支援事業所の活用により、障がいのある人の自立訓練（機能訓練、生活訓練）を提供し、自立した社会生活が送れるようにします。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 機能訓練 ○生活訓練

③ 就労支援サービスの充実

障がいのある人が就労により地域で自立した生活を送るために、より身近で、安心して就労訓練を受けられる環境を整備し、一人一人の適正や能力に応じた多様な就労支援を充実するとともに、就労支援を適正に選択できるよう相談機能の充実に取り組みます。また、一般就労への移行後の職場定着に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型、B型）
- 就労定着支援
- 就労選択支援（新設）

（3）居住系サービスの充実

① 居住支援サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域に密着した共同生活の場（グループホーム）を整備します。施設・病院からの地域移行にあたっては、グループホームでの生活を望まない単身生活者も安心して地域で生活することができるよう、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うなど、自立した生活を送ることができるような支援体制を整備します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

② 施設入所

在宅での生活が困難な障がいのある人が、夜間でも安心して専門的な介護サービスが受けられるよう、施設入所支援の充実を図ります。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 施設入所支援

（4）地域生活支援の推進

① 相談支援の充実

障がいのある人が自分に最もふさわしいサービスを安心して受けられるよう、相談窓口など、相談支援体制の周知と充実を図ります。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 計画相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
- 基幹相談支援センター

② 地域生活支援体制の整備

近隣市町と連携し、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を行います。また、障がい者が地域で自分らしく生活するための地域包括ケアシステムの構築や基幹相談支援センターの設置による、総合的な相談支援等の実施を推進します。

③ 在宅での自立支援

障がいのある人が地域で生活を送ることができるよう、自立に向けた在宅サービス等を充実するとともに、障がいのある人を地域で支えるための基盤整備に努めます。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 日常生活用具給付等
- 移動支援
- 訪問入浴サービス

④ 活動機会の確保

障がいのある人が自立した生活を送り、社会との接点を持てるよう、地域活動支援の場を提供します。

(5) 経済的支援の充実

① 年金・手当等の充実

障がいのある人の生活安定のため、障害基礎年金や各種手当等を適切に受給できるよう支援します。

関連事業

- 障害基礎年金
- 特別障害者手当

② 割引制度等の充実

障がいのある人がいる世帯の経済的な安定や生活環境の改善のために、各種割引制度の充実を関係機関へ要望します。

(6) 障がい児福祉サービスの推進

① 施設サービスの充実

子どもの将来的な自立を促進するために、障がいのある子どもが通所できる施設について、さらなる体制の整備・充実を推進します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

- 放課後等デイサービス
- 医療型児童発達支援
- 障害児入所支援

② 発達支援サービス

心身に障がいまたは発達の遅れがある子どもが自立できるよう、通所に限らず在宅においても、集団生活への適応や生活技能向上に向けた訓練等の支援を充実させます。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

○児童発達支援

○保育所等訪問支援

○居宅訪問型児童発達支援

③ 相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、課題解決や適切なサービス利用につなげることができるよう、心身の状況や環境、または保護者の意向に応じて、「障害児支援利用計画」の作成に努めるとともに、不足している事業所の確保に努めます。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づく事業

○障害児相談支援

(7) 人材の育成・確保

① 障がい福祉を支える人材の育成・確保

支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、人材の育成と確保に努めるとともに、研修等職員のスキルアップに向けた取組の実施により、サービスの質の向上を目指します。

5 療育・保育・教育

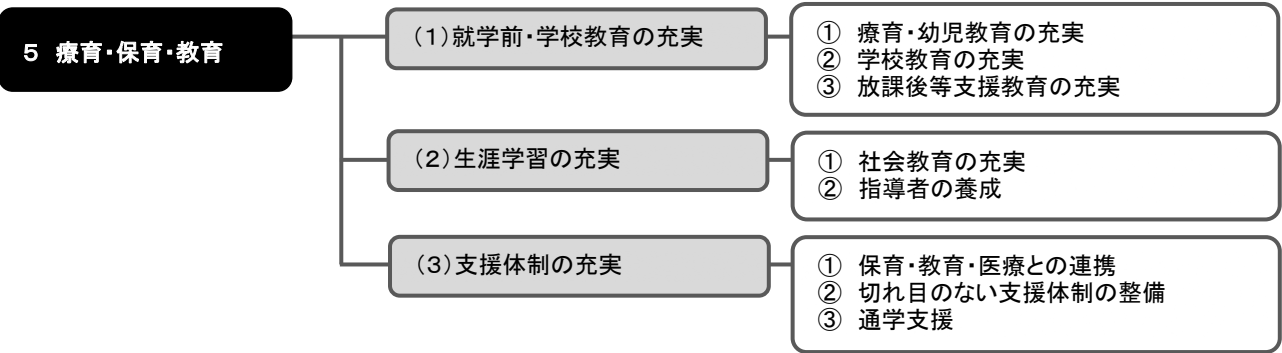
現状と課題

本町においては、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人のニーズに合わせて能力が十分に発揮できるように、療育・保育・教育環境の充実を図ってきました。

しかし近年では、全国的にも通常の学級において、発達障がいや学び・発達に不安のある子どもの増加がみられ、これまで以上に特別支援教育のニーズが高まっています。また、医療的ケア児や重症心身障がい児など、医療的なニーズへの対応も求められており、すべての子どもがのびのびと健やかに成長できるよう、早期からの療育や、それぞれの状況に応じたきめ細やかなサポート体制の整備など、ライフステージを通じた支援の充実を図る必要があります。また、子どもの頃から障がいのある子どもとない子どもがふれあう機会を設けることで、互いの存在を認め合う心を育むことが求められています。

こうした社会的な流れを踏まえ、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、一人一人の個性や状況に合わせた療育・保育・教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもがともにふれあう機会の拡充や指導者の育成など、障がいのある子どもが生涯を通して学習できる環境整備を推進していくことが重要です。

施策の体系



施策の方向

（1）就学前・学校教育の充実

① 療育・幼児教育の充実

障がいのある子どもや障がいの疑いのある子どもが、早い段階から総合的に支援を受けることができるよう、子ども家庭センターや認定こども園など、関係機関の連携と情報の共有を図り、障害児通所支援において指導体制・指導内容の充実を図るとともに、障がいのある子ども一人一人が個性や能力を発揮できるよう、保育士などの研修を充実し、障がい児保育の向上に努めます。

また、個々の障がいの程度や家庭環境により、障害児入所施設の利用が適切と思われる場合は、児童相談所等の判定が必要なため、保護者等への適切な申請支援を行います。

② 学校教育の充実

障がいのある子どもが就学するにあたり、困難を抱えることのないよう認定こども園と連携し、学校教育現場における特別支援教育環境を整備するとともに、障がいのある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、それに応じた教育内容の充実を図ります。

また、各学校に支援員を配置し、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの障がいのある児童・生徒に対して、日常生活の補助や学習サポートを行い、障がいのある児童・生徒に対する支援を充実します。加えて、発達障がいのある児童・生徒への理解を深めるための教員研修を行います。

③ 放課後等支援教育の充実

障がいのある子どもが生活力向上のため、機能訓練を行ったり、療育を受けることができる環境の整備を行います。

関連事業

- 心身障害児就学指導審議会
- 特別支援教育就学奨励事業

（2）生涯学習の充実

① 社会教育の充実

公民館の事業や学校の授業等で、障がいのある子どもとのふれあいや交流活動等を行い、障がいのある人に対する正しい理解・知識を学び、思いやりの心を育む機会の充実を図るとともに、障がいのある人が利用しやすいよう、公共施設の環境の整備・充実に努めます。

② 指導者の養成

障がいのある人となない人が、ふれあいや交流活動を通して学べるよう、指導者の養成に努めます。

（3）支援体制の充実

① 保育・教育・医療との連携

医療的ケアの必要な重症心身障がい児や難病患者、医療的ケア児等の支援に向けて、医療面からの支援体制や家族など介護者の介護負担を軽減し、無理なく在宅での介護を継続できるよう福祉サービスの充実に努めます。また、状況に応じた専門的ケアや家族介護者のレスパイトを含めた多様なニーズに対応するため、医療、保健、保育、教育、福祉等の多領域が連携のとれた支援体制を検討します。

② 切れ目のない支援体制の整備

障がいのある子どもが、ライフステージに沿って適切な支援が受けられるように、「就学応援シート・紡」等を活用し、認定こども園や学校、障がい児福祉サービス事業所、就労支援事業所等の円滑な引継ぎや相談支援の充実等、町内の関係機関が連携し、切れ目のない支援が可能となる体制の整備に努めます。

③ 通学支援

特別支援学校への通学を支援するため、スクールバスの運行もしくは交通費の助成を検討します。

6 雇用・就業

現状と課題

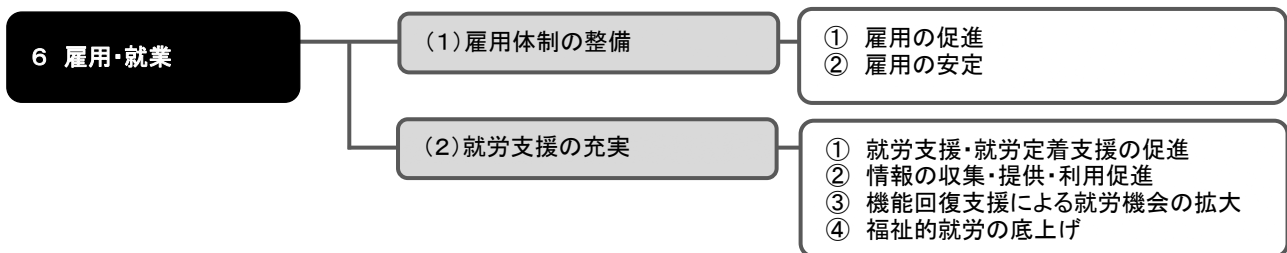
本町では、企業に対して障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人へ就労に関する情報提供・相談などの支援を行ってきました。

しかし、今回実施したアンケート調査によると、収入を得る「仕事をしたい」と回答した人の約5割が「職場の上司や同僚に障がいの理解がある」ことを、また、約4割が「職場の障がい者理解」を就労支援として必要であると回答しており、職場における障がいへの理解が強く求められていることが伺えます。また、その他の就労支援として、約5割が「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が必要であると回答しており、個々の障がいの状況に応じた労働時間の対応など就労環境の改善が求められています。

また、令和5年1月に厚生労働省は、障がい者の法定雇用率を現在の 2.3%から段階的に引き上げ、令和8年度には 2.7%とする方針を発表しており、障がい者の雇用は今後、さらに拡大されることが予想されます。

障がいのある人が希望する仕事に就労し、地域で自立していくためには、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労ができるよう、一般就労が困難な人には就労継続支援事業所等での工賃水準が向上するよう、一人一人のニーズに応じた情報提供と就労支援を充実させるとともに、職場における障がいのある人への理解の促進や労働環境の改善など総合的な支援の推進が必要です。

施策の体系



施策の方向**（1）雇用体制の整備****① 雇用の促進**

障がいのある人の雇用を促進するため、県や関係機関と連携し、企業へ向けて各種助成制度の周知を図るなど、雇用拡大の働きかけと啓発活動を推進するとともに、雇用における障がいに対する差別の解消と雇用者の合理的配慮の提供促進に向けて、事業者への啓発活動を推進します。また、就労継続支援施設等の関係機関との連携を強化し、障がいのある人へ、より分かりやすい就労情報等の周知に努めます。

② 雇用の安定

各事業所等における障がいのある人の雇用状況を確認し、障がいのある人の就労環境の問題把握・改善に努め、安心して就労継続できるよう支援します。

（2）就労支援の充実**① 就労支援・就労定着支援の促進**

障がいのある人が就労により地域で自立した生活を送るために、県北障害者就業・生活支援センター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部福島障害者職業センターと連携し、一人一人の適性や能力に応じた多様な就労支援を充実します。また、農福連携等、障がい者の雇用確保、工賃の向上を達成するための支援を行います。就労後においても、障がいのある人が安心して働き続けることができるよう、企業や就労継続支援事業所等の連携により、受け入れ時から就労後まで継続した支援を行い、就労者の職場定着に努めます。

② 情報の収集・提供・利用促進

障がいのある人の知識や技能、情報などを学習や訓練の場につなぎ、就業意欲の向上や能力向上を図るとともに、障がいのある就労希望者の障がいの状況などの情報と、事業者の雇用情報の情報交換を促進します。

③ 機能回復支援による就労機会の拡大

医療・福祉機関と連携し、協働による地域資源を活用しながら、リハビリテーションを実施することにより、心身機能を回復させ就業機会を拡大します。

④ 福祉的就労の底上げ

一般就労が困難な人でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めます。また、就労系事業所における工賃をできるだけ増額できるよう、事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じるとともに、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進に努めます。

7 生活・安全・安心

現状と課題

障がいのある人だけでなく、すべての人が安心して暮らしていくためには、建築物の構造や移動の障壁となる物理的なバリアを除去し、バリアフリーなまちづくりを推進するとともに、災害などの緊急時に備えた迅速かつ的確な支援体制を整備することが重要です。

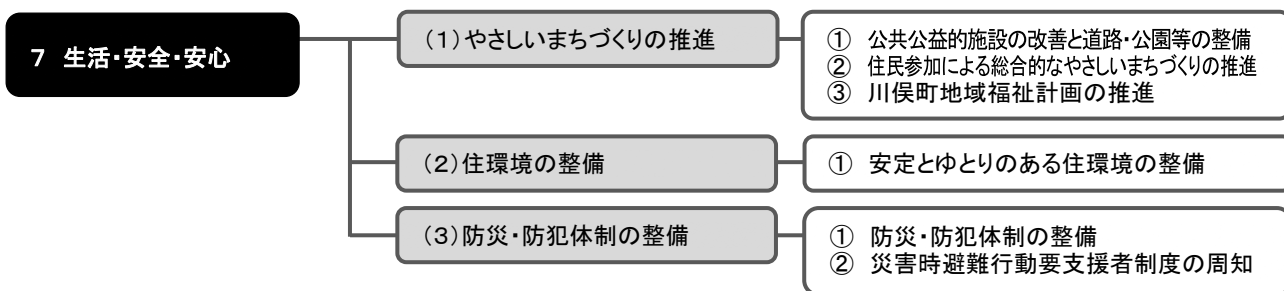
本町では、障がいのある人が安心して暮らしていくための生活環境の整備や、移動支援、災害時などの緊急時の体制の確立に努めてきました。

今回実施したアンケート調査によると、外出するときに困ることとして、「公共交通機関が少ない（ない）」に約3割の人が回答しており、最も多い回答となっています。また、「道路に階段や段差が多い」「外出先の建物の設備が不便（通路・トイレ・エレベーター等）」との回答も一定数みられることから、ユニバーサルデザインの考えに基づいた環境整備についても促進していきます。

今回のアンケート調査では、災害時避難行動要支援者支援制度の災害時個別避難計画の認知について質問したところ、約8割の人が「知らない」と回答しており、支援制度に対する認知度が低い状況にあります。

道路や公共施設の段差など物理的障壁の除去や、障がいのある人が気軽に外出できるよう移動支援の充実を図るとともに、災害時における避難支援制度の周知と、人と人との助け合いの体制構築を図る必要があります。

施策の体系



施策の方向

（1）やさしいまちづくりの推進

① 公共公益的施設の改善と道路・公園等の整備

障がいのある人が安全に安心して生活できるよう、道路や公園、その他の公共公益的施設における出入り口の段差解消や手すりの設置、多目的トイレや車いす使用者用駐車場の整備など、必要な改修を推進します。

② 住民参加による総合的なやさしいまちづくりの推進

障がいのある人をはじめ、地域住民が安全に安心して生活できるよう、住民一人一人の認識を高めてもらい、地域でつくるみんなの安全・安心のまちづくりを推進します。

③ 川俣町地域福祉計画の推進

「川俣町地域福祉計画」に基づき、「誰もが笑顔で元気に暮らせるまち かわまた」の理念のもと、各施策を推進します。

（2）住環境の整備

① 安定とゆとりのある住環境の整備

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等や障がいのある人が住みやすい公営住宅等、安心して暮らせる居住環境の整備に努めます。

（3）防災・防犯体制の整備

① 防災・防犯体制の整備

一人暮らしや緊急時に避難が困難な障がいのある人を把握し、地域住民や民生委員などの地域全体で連携して防災時の対応ができるよう、平時より、災害時個別避難計画の情報を関係機関と共有しておくことで、地域におけるネットワークづくりの活動を支援します。また、障がいのある人が犯罪の被害者になることがないように、地域での見守り体制の確保等に努めるとともに、消費者トラブル相談窓口等の周知を図ります。

② 災害時避難行動要支援者制度の周知

災害発生時に支援を必要とする障がいのある人に、迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう、避難行動要支援者名簿及び災害時個別避難計画を整備し、自治会や民生委員、消防団等と情報を共有します。また避難行動要支援者名簿とリンクした地図情報システムを構築するとともに、災害時個別避難計画の作成を促進します。

さらに、避難の長期化に備え、障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の整備に努めます。

8 スポーツ・文化・芸術活動

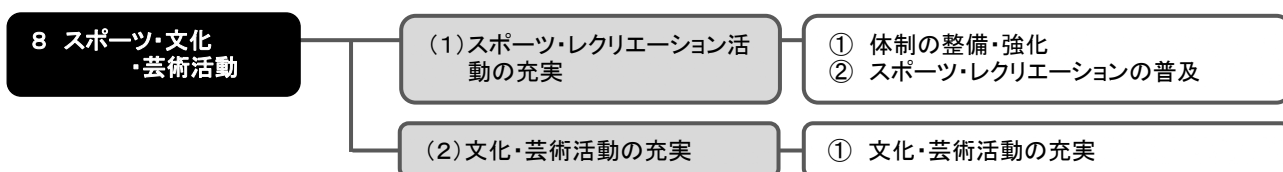
現状と課題

本町では、障がいのある人がスポーツや文化活動を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいにつながるよう、さまざまな行事やイベントの機会を設け、参加促進に向けた取組をしてきました。

今回実施したアンケート調査によると、生活するうえでの困りごとや心配ごととして、約4割の人が「自分の健康や体力に自信がない」と回答しており、最も多くなっています。また、「趣味や生きがいを持ってない」との回答も一定数みられます。

障がいのある人が地域に参加しながら、自分の健康や体力を増進し、生きる楽しみを見出すことができるように、スポーツや文化、芸術などさまざまな活動機会の拡充を図るとともに、気軽に参加できるように支援体制の充実が必要です。

施策の体系



施策の方向

（1）スポーツ・レクリエーション活動の充実

① 体制の整備・強化

障がいのある人となない人がスポーツやレクリエーション活動を通して理解し合い、さらに心身の健康増進につながるよう支援を行います。

② スポーツ・レクリエーションの普及

障がいのある人の健康保持・増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を支援します。さらに、障がいのある人同士の交流の場として、障がい者福祉団体があることを手帳交付時などに広報し、周知を図るとともに活動への参加を促進します。

（2）文化・芸術活動の充実

① 文化・芸術活動の充実

文化・芸術活動を通して、障がいのある人となない人の交流機会を充実し、活動への参加を促進します。また、障がいのある人たちの文化・芸術活動への支援を行います。

第5章 第7期障がい福祉計画

1 成果目標に係る6つの個別施策分野

第7期障がい福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定める必要があります。

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行う必要があります。

2 基本指針の数値目標（成果目標：令和8年度末の目標）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針	○地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。 ○施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減する。
川俣町の指針	○地域生活移行については、国で指定されている6%以上である1人（6.3%）の移行を目指します。 ○施設入所者については、国で指定されている5%以上である1人（6.3%）の削減を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の施設入所者数	16人	令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	6.3%	（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
【目標値】削減見込者数	1人	令和8年度末時点の削減見込者数
	6.3%	（割合については削減見込数を全入所者で除した値）

(2) 精神がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間の開催回数の見込みを設定する。 ○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。 ○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
川俣町の指針	○令和8年度末までに保健、医療及び福祉関係者による協議の場を年6回設定することを目指します。 ○協議の場における目標設定及び評価の実施回数については、令和8年度末までに年1回を目指します。 ○協議の場における関係者の参加者数については、令和8年度末までに年 36 人を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の協議の場の設定数	6回/年	令和4年度末時点の協議の場の設定回数
【目標値】協議の場の設定数	6回/年	令和8年度末時点の協議の場の設定回数
令和4年度時点の協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	令和4年度末時点の協議の場における目標設定及び評価の実施回数
【目標値】目標設定及び評価の実施回数	1回/年	令和8年度末時点の協議の場における目標設定及び評価の実施回数
令和4年度末時点の協議の場における関係者の参加者数	36人/年	令和4年度末時点の協議の場における関係者の参加者数
【目標値】関係者の参加者数	36人/年	令和8年度末時点の協議の場における関係者の参加者数

(3) 地域生活支援の充実

国の指針	○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 ○強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】
川俣町の指針	○地域生活支援拠点等の確保にあたっては、県、福島市を含む県北圏域自治体等と協議・連携し、1か所を確保します。 ○コーディネーターの配置については、令和8年度末までに、1人の配置を目指します。 ○機能充実のため、令和8年末までに年1回、運用状況の検証及び検討を行うことを目指します。 ○強度行動障害を有する者に関し、令和8年度末までにニーズの把握を目指します。 ○令和8年度末までに支援体制の整備を目指します。

地域生活支援拠点とは、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るため、以下の機能を持たせた拠点のことです。

○ 相談

コーディネーターを配置し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等

○ 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した介護者の急病や障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等

○ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供

○ 専門的な人材の確保・養成

専門的な対応が必要な障がい者等に対する体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成

○ 地域の体制づくり

コーディネーターの配置、さまざまなサービス提供体制の確保などの地域の体制づくり

① 地域生活支援拠点等有する機能の充実

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の設置数	1か所	令和4年度末時点の設置か所数
【目標値】設置数	1か所	令和8年度末時点の設置か所数
令和5年3月31日時点の コーディネーターの配置人数	0人	令和4年度末時点の配置人数
【目標値】配置人数	1人	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の 運用状況の検証・検討回数	0回/年	令和4年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	1回/年	令和8年度末時点の検証・検討回数

② 強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点 強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握の有無	0	令和4年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無 (有り:1,無し:0)
【目標値】状況や支援ニーズの把握の有無	1	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無 (有り:1,無し:0)
令和5年3月31日時点の支援体制整備の有無	0	令和4年度末時点の支援体制整備の有無 (有り:1,無し:0)
【目標値】支援体制整備の有無	1	令和8年度末時点の支援体制整備の有無 (有り:1,無し:0)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	○一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上とする。 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上とする。【新規】 ○就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上とする。 ○就労定着支援事業終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上とする。
川俣町の指針	○令和3年度の一般就労への移行者数は0人であったため、令和8年度における一般就労移行者数は2人を目指します。 ○令和3年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所が0か所であったことから、令和8年度末に事業所が1か所になることを目指します。 ○就労定着支援事業の利用者が令和3年度0人であり、令和8年度の利用者が3人になることを目指します。 ○令和3年度末の就労定着支援事業所は0か所です。令和8年度末に就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数が1か所になることを目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	0人	令和3年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】一般就労移行者数	2人	令和8年度の福祉施設を退所した一般就労者数
	—	(倍率)
令和3年度の就労移行支援事業移行者数	0人	令和3年度の就労移行支援事業移行者数
【目標値】就労移行支援事業移行者数	3人	令和8年度の就労移行支援事業移行者数
	—	(倍率)

■成果目標

項目	数値	考え方
令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数	1人	令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数
【目標値】就労継続支援A型事業移行者数	2人	令和8年度の就労継続支援A型事業移行者数
	2.0倍	(倍率)
令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数	1人	令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数
【目標値】就労継続支援B型事業移行者数	2人	令和8年度の就労継続支援B型事業移行者数
	2.0倍	(倍率)
令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所数	0か所	就労移行支援事業所のうち、令和3年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数
令和8年度の就労移行支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度の就労移行支援事業所数(見込み)
【目標値】一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	1か所	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数
	100.0%	(割合については、令和8年度の一般就労移行者が5割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労移行支援事業所数で除した値)
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【目標値】就労定着支援事業利用者数	3人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
	—	(倍率)
令和8年度の就労定着支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度の就労定着支援事業所数(見込み)
【目標値】就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	1か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数
	100.0%	(割合については、令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数を令和8年度の就労定着支援事業所数で除した値)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	○総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。 ○基幹相談支援センターが相談支援体制の強化を図る体制を確保するために、次に掲げる見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・個別事例の支援内容の検証の実施回数 ・主任相談支援専門員の配置数 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善をするために次に掲げる見込みを設定する。【新規】 ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数 ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）
川俣町の指針	○基幹相談支援センターは1か所設置しており、令和8年度末も継続します。 ○地域の事業者に対する専門的な指導・助言については、令和8年度末までに2件の実施を目指します。 ○地域の事業者の人材育成の支援については、令和8年度末までに1件の実施を目指します。 ○地域の相談機関との連携強化の取組については、令和8年度末までに12回の実施を目指します。 ○個別事例の支援内容の検証の実施回数については、令和8年度末までに12回の実施を目指します。 ○主任相談支援専門員の配置数については、令和8年度末までに3人の配置を目指します。 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を目指します。 ○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数については、令和8年度末までに、事例検討の実施回数は1回、参加事業者・機関数は11か所を目指します。 ○協議会の専門部会の設置数及び実施回数については、令和8年度末までに1部会、実施回数は3回を目指します。

① 基幹相談支援センターの設置

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度までの設置の有無	1	令和4年度までの設置の有無 (有り:1, 無し:0)
【目標値】設置の有無	1	令和8年度までの設置の有無 (有り:1, 無し:0)

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な助言・指導

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の指導・助言件数	0件	令和4年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	2件	令和8年度の指導・助言件数

③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の支援件数	0件	令和4年度の支援件数
【目標値】支援件数	1件	令和8年度の支援件数

④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の実施回数	12回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	12回	令和8年度の実施回数

⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の実施回数	12回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	12回	令和8年度の実施回数

⑥ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の配置数	2人	令和4年度の配置数
【目標値】配置数	3人	令和8年度の配置数

⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実例検討実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和8年度の実例検討実施回数
令和4年度の参加事業者・機関数	0か所	令和4年度の参加事業者・機関数
【目標値】参加事業者・機関数	11か所	令和8年度の参加事業者・機関数

⑧ 協議会の専門部会の設置

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の設置数	1部会	令和4年度の設置数
【目標値】専門部会の設置数	1部会	令和8年度の設置数
令和4年度の専門部会の実施回数	1回	令和4年度の実施回数
【目標値】専門部会の実施回数	3回	令和8年度の実施回数

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針	○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築するために、以下の取組の見込みを設定する。 ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
川俣町の指針	○都道府県が実施する研修その他研修への市町村職員の参加については、令和8年度末までに2人を目指します。 ○令和8年度末までに、分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の整備を目指し、実施回数は1回を目指します。

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の参加人数	0人	令和4年度の参加人数
【目標値】参加人数	2人	令和8年度の参加人数

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

■成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度の体制の有無	0	令和4年度の体制の有無 (有り:1,無し:0)
【目標値】体制の有無	1	令和8年度の体制の有無 (有り:1,無し:0)
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和8年度の実施回数

3 障がい福祉サービス等の提供状況（活動指標）

(1) サービス体系

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に位置づける事業は、大きく自立支援給付と地域生活支援事業、児童福祉法による給付の3つで構成されています。

自立支援給付は、介護給付と訓練等給付、相談支援を含んだ障がい福祉サービスと、自立支援医療、補装具の3つに分かれています。自立支援給付は全国一律の共通した枠組みにより実施していくものです。

地域生活支援事業は、障がいのある人が相談支援事業、日常生活用具給付等事業などを通じ、それぞれが有する能力及び特性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施しています。

児童福祉法による給付は、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供することを目的としています。

■ 自立支援給付

障がい福祉サービス

〈介護給付〉

- ・居宅介護 ・生活介護
- ・重度訪問介護 ・療養介護
- ・同行援護 ・短期入所
- ・行動援護 ・施設入所支援
- ・重度障害者等包括支援

〈訓練等給付〉

- ・自立訓練（機能・生活） ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型） ・就労定着支援
- ・共同生活援助 ・自立生活援助
- ・就労選択支援（新設）

〈相談支援〉

- ・計画相談支援 ・地域移行支援
- ・地域定着支援

〈自立支援医療〉

〈補装具〉

■ 地域生活支援事業

〈必須事業〉

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業

〈任意事業〉

- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業

■ 児童福祉法による給付

〈障害児通所支援〉

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

〈障害児相談支援〉

- ・障害児相談支援

〈障害児入所支援〉

- ・福祉型児童入所支援
- ・医療型児童入所支援

(2) 障がい福祉サービスの提供状況

【自立支援法に基づくサービスの利用実績】

サービス別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問系	居宅介護	時間分/月	122	112	173
	重度訪問介護		0	0	113
	同行援護		0	0	0
	行動援護		0	0	0
	重度障害者等包括支援		0	0	0
日中活動系	生活介護	人日分	524	511	544
	自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日分	0	0	0
	就労移行支援	人日分	12	48	32
	就労継続支援(A型)	人日分	35	64	72
	就労継続支援(B型)	人日分	963	955	1,022
	就労定着支援	人分	0	0	0
	療養介護	人分	5	5	3
	短期入所(福祉型)	人日分	13	20	24
居住系	共同生活援助(グループホーム)	人分	18	23	22
	自立生活援助	人分	0	1	1
	施設入所支援	人分	19	16	16
計画相談支援		人分	98	102	107
地域移行支援		人分	0	0	0
地域定着支援		人分	0	0	0

「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均日数」

(3) 地域生活支援事業の提供状況

【必須事業】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	実施 か所数 (か所)	利用数 (人)	実施 か所数 (か所)	利用数 (人)	実施 か所数 (か所)	利用数 (人)
理解促進研修・啓発事業	0		0		0	
自発的活動支援事業	0		0		0	
相談支援事業	1		1		1	
成年後見制度利用支援事業		0		0		0
成年後見制度法人後見支援事業	0		0		0	
コミュニケーション支援事業		32		34		36
手話通訳者設置事業		0		0		0
手話通訳者派遣事業		32		34		36
要約筆記者派遣事業		0		0		0
日常生活用具給付等事業		430		386		411
手話奉仕員養成研修事業		0		0		0
移動支援事業		51		51		60
地域活動支援センター機能強化事業	1	16	1	16	1	16

【任意事業】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
	実施 か所数 (か所)	利用数 (人)	実施 か所数 (か所)	利用数 (人)	実施 か所数 (か所)	利用数 (人)
日中一時支援事業	4	9	6	9	6	10
社会参加促進事業		1		1		1
訪問入浴サービス事業		24		24		24

4 障がい福祉サービスの見込量

(1) 障がい福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス

■内 容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい及び精神障がいのある人で、常時介助を必要とする障がいのある人が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事の介助などから外出時の移動中の介助まで、総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	常に介助を必要とする重度の障がいのある人が対象となります。危険を回避するために、外出時の移動中の介助などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介助を必要とする障がいのある人で、介助の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

■実績及び見込量（月間量）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間分	113	111	155	175	186	202
	人分	8	8	9	11	12	13
重度訪問介護	時間分	0	0	104	120	0	0
	人分	0	0	1	1	0	0
同行援護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0

■確保のための方策

必要とされるサービスの提供のために、利用者のニーズを的確に把握し、ホームヘルパーや重度訪問介護従業者等の確保を図ります。

サービス事業者の参入や事業の実施を促し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

② 日中活動系サービス

■内 容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3(合わせて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2(合わせて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上の場合対象となります。事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
就労選択支援(新規)	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援(A型)	一般の企業に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人を対象に、一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援(B型)	企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介助が必要な障がいのある人で、障害支援区分5以上の重症の心身障がいのある人の場合が対象となります。病院等への入院による医学的管理のもと、食事・入浴等の介助の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介助、訓練等を実施します。
短期入所	居宅で介助している介助者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等が対象となります。

■実績及び見込量(月間量)

サービス名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日分		524	511	544	546	565	585
	人分		26	26	28	28	29	30
うち 重度障害者	強度行動障害	人分	0	0	0	0	0	0
	高次脳機能障害	人分	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア必要	人分	0	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	人日分		0	0	0	0	0	0
	人分		0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分		0	0	0	0	0	0
	人分		0	0	0	0	0	0
就労選択支援(新設)	人日分						0	14
	人分						0	1
就労移行支援	人日分		12	48	32	48	64	80
	人分		2	3	2	3	4	5
就労継続支援(A型)	人日分		35	64	100	140	200	260
	人分		2	3	5	7	10	13
就労継続支援(B型)	人日分		963	955	1,022	1,400	1,460	1,500
	人分		53	55	56	70	73	75
就労定着支援	人分		0	0	0	3	3	3
療養介護	人分		5	5	3	2	2	2
短期入所(医療型)	人日分		0	0	0	7	7	7
	人分		0	0	0	1	1	1
うち 重度障害者	強度行動障害	人分	0	0	0	0	0	0
	高次脳機能障害	人分	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア必要	人分	0	0	0	1	1	1
短期入所(福祉型)	人日分		13	20	24	21	28	35
	人分		2	3	3	3	4	5
うち 重度障害者	強度行動障害	人分	0	0	0	0	0	0
	高次脳機能障害	人分	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア必要	人分	0	0	0	0	0	0

■確保のための方策

必要量のサービスが確保されるよう、サービス事業所の確保や提供できる体制づくりを目指し、事業所・人員の確保や関係機関との連携を推進します。

利用者のニーズの情報等を各サービス事業者提供するなど、施設整備に向けた取組を推進します。

③ 居住系サービス

■内 容

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい、精神障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排せつ、または食事の介助等、障がい者支援施設において必要な介助、支援等を実施します。

■実績及び見込量(月間量)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助(グループホーム)	人分	18	23	22	25	28	35
うち 重度障害者	強度行動障害	人分	0	0	0	0	0
	高次脳機能障害	人分	0	0	0	0	0
	医療的ケア必要	人分	0	0	0	0	0
自立生活援助	人分	0	1	1	1	2	3
施設入所支援	人分	19	16	16	16	16	15

■確保のための方策

グループホームの整備や新規開設が促進されるよう努めます。

精神障がいのある人のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を依頼します。

また、在宅生活が困難な障がいのある人のニーズに対応するとともに、障がいのある人や介助者の状況等を勘案して、自宅やグループホーム等での生活が困難な人に対し、施設入所支援が利用できるよう努めます。

④ 相談支援

■内 容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支えるため、現在抱える問題・課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス利用の支給決定前にサービス利用計画案を作成したり、支給決定後においてサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う継続的なケアマネジメントにより支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している障がいのある人や、精神科病院に入院している精神障がいのある人について、地域生活への移行に備えた住居の確保など、移行する準備活動のために支援を行います。
地域定着支援	単身で在宅生活を送る場合や、家族と同居する場合でも、家庭の状況により家族から支援を受けられない障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生ずる緊急の事態などへ緊急訪問したり、緊急の対応を行い支援します。

■実績及び見込量（月間量）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人分	98	102	107	110	115	120
地域移行支援	人分	0	0	0	0	1	3
地域定着支援	人分	0	0	0	0	1	3

注：利用人数は1年間合計

■確保のための方策

障がいのある人が安心して自立した生活を送るために、より身近な場所（町内）で適切な相談支援が受けられるよう、サービス指定事業者の確保を図ります。

(2) 地域生活支援事業の見込量

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

■内 容

地域住民を対象に、障がいや障がいのある人への理解を目的とした、研修・啓発活動の強化に努めます。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の 有1 無0	0	0	0	0	0	1

② 自発的活動支援事業

■内 容

障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を目指し、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の 有1 無0	0	0	0	0	0	1

③ 相談支援事業

■内 容

障がいのある人や障がいのある子ども、保護者、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活または、社会生活を営むことができるように支援します。

■実績及び見込量

サービス名			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談 支援 事業	障害者相談支援事業	か所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	か所数	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援 機能強化事業		か所数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業		か所数	0	0	0	0	0	0

④ 成年後見制度利用支援事業

■内 容

成年後見制度の広報・周知を図るとともに、障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人で、費用についても補助が必要な人に、制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成します。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用 支援事業	利用者／年	0	0	0	0	0	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■内 容

成年後見制度の後見事業等を行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有1 無0	0	0	0	0	0	1

⑥ コミュニケーション支援事業

■内 容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣や、手話通訳者の設置により、障がいのある人との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業	件／年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者派遣事業	件／年	32	34	36	38	40	42
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

■内 容

重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	4	0	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	0	5	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	件／年	2	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件／年	0	1	1	0	0	1
排泄管理支援用具	件／年	458	473	432	463	470	478
住宅改修費	件／年	0	0	0	0	0	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■内 容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業	登録者／年	0	0	0	0	0	1

⑨ 移動支援事業

■内 容

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、円滑に外出できるように移動の支援を行います。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	利用者／年	51	51	60	60	62	65
	時間／年	1,652	1,762	1,540	1,836	1,897	1,989

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

■内 容

創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター	か所数／年	1	1	1	1	1	1
	利用者／年	16	16	16	16	16	16

【任意事業】

① 日中一時支援事業

■内 容

障がいのある人に、日中の一時的見守りや活動の場を提供するとともに、社会に適応するための日常的訓練を行います。また、家族など介助者の人の就労支援や、一時的休息の支援を行います。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	か所数／年	4	6	6	7	7	8
	利用者／年	9	9	10	10	11	11
	日数／年	1,055	1,066	1,174	1,186	1,306	1,319

② 社会参加促進事業

■内 容

障がいのある人が地域との交流や就労、通院時の費用の負担軽減、社会参加を促進するために、自動車免許取得・改造費の助成を行います。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
社会参加促進事業	利用者／年	1	1	1	1	1	1

③ 訪問入浴サービス事業

■内 容

自宅においての入浴が困難な重度の障がいのある人、または子どもに対し、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを提供し、清潔保持を図ります。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	利用者／年	24	24	24	24	24	24

④ 補聴器購入費助成事業

■内 容

中等度難聴の人が補聴器を購入するための費用の負担軽減を図るために、助成を行い日常生活の便宜を図ります。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
補聴器購入費助成事業	利用者／年				5	8	10

第6章 第3期障がい児福祉計画

1 成果目標に係る個別施策分野

第3期障がい児福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量の確保のための方策を定める必要があります。

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行う必要があります。

2 基本指針の数値目標（成果目標：令和8年度末の目標）

国の指針	○児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1か所以上設置する。 ○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所訪問支援等を活用しながら体制を構築する。 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置：各市町村または圏域に1か所以上設置する。 ○保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
川俣町の指針	○児童発達支援センターについては、令和8年度末までに1か所の整備を目指します。 ○保育所等訪問支援事業所については、令和8年度末までに1か所の整備を目指します。 ○重症心身障がい児を支援の対象としている児童発達支援事業所については、令和8年度末までに1か所の設置を目指します。 ○重症心身障がい児を支援の対象としている放課後等デイサービス事業所については、令和8年度末までに1か所の設置を目指します。 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和8年度末までに1か所を確保し、コーディネーターを1人配置することを目指します。

(1) 児童発達支援センターの整備

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

(3) 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

① 重症心身障がい児を支援の対象としている児童発達支援事業所

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

② 重症心身障がい児を支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

① 関係機関の協議の場の設置

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備数	1か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】協議の場の数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

② コーディネーターの配置

■成果目標

項目	数値	考え方
令和5年3月31日時点の整備人数	0人	令和4年度末の整備人数
【目標値】整備人数	1人	令和8年度末までの整備人数

3 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援等の見込量

■内 容

サービス名	内 容
児童発達支援	児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の厚生労働省で定める便宜を提供します。また、医療型児童発達支援は、上記のほかに治療を提供します。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子ども等の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを進めるものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、このサービスを提供することにより、保育所等の安定した利用を促進するものです。対象は保育所、幼稚園、小学校、支援学校など、子どもが集団生活を営む施設に通う障がいのある子どもです。支援は2週に1回程度を目安にして、障がいのある子どもの状況や時期により頻度は変化します。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与や、集団生活への適応訓練等と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	児童福祉法の障害児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもを対象に、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細やかな支援を提供します。
障害児入所施設	障がいのある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日分	123	103	100	102	108	120
	人分	14	16	13	15	18	20
放課後等デイサービス	人日分	316	331	404	390	455	520
	人分	23	25	27	30	35	40
保育所等訪問支援	人日分	0	0	6	6	9	12
	人分	0	0	2	2	3	4
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	1
	人分	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	1
	人分	0	0	0	0	0	1
福祉型障害児入所支援	人分	0	0	0	0	0	1
医療型障害児入所支援	人分	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人分	41	46	50	55	63	71
短期入所(医療型)※児童のみ	人分	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)※児童のみ	人分	0	0	0	0	0	0

■確保のための方策

必要とされるサービスの提供のために、利用者のニーズを的確に把握し、障がい児に対する支援体制の構築を図ります。

サービス事業者の参入や事業の実施を促し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

(2) 医療的ケア児調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、平成30年より、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された、相談支援専門員等の配置促進を図ることが求められています。

■内 容

サービス名	内 容
医療的ケア児調整 コーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターの配置により関係機関の連携の場を設置し、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制を構築します。

■実績及び見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
配置人数	人	0	0	0	0	0	1

(3) 子ども・子育ての支援等における体制整備

障がいのある子どもの、子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努め、子ども・子育て支援等の利用を希望する子どもが希望に沿った利用ができるよう、認定こども園や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における支援体制の整備に努めます。

また、障がいのある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

■実績及び見込量（月間量）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所の利用を 必要とする障がい児数	人日分	320	260	0	0	0	0
	人日分	16	13	0	0	0	0
認定こども園の利用を 必要とする障がい児数	人日分	0	0	220	300	320	340
	人分	0	0	11	15	16	17
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）を 必要とする障がい児数	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0

資 料 編

1 策定経過

年 月 日	会議・内容など
令和5年6月22日	川俣町地域自立支援協議会 第1回会議 ・委員会・協議会の運営について ・3計画共通策定方針(案)について ・計画骨子(案)及びアンケート調査実施について
令和5年7月10日 ～8月15日	アンケート調査の実施 本計画の策定にあたり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している622人を対象に障がい者福祉に関するアンケート調査を実施
令和5年8月28日	専門職ヒアリングの実施 ・グループ1 テーマ:地域生活移行と障がい福祉について ・グループ2 テーマ:地域一般就労と障がい福祉について ・グループ3 テーマ:障がい児福祉サービスについて
令和5年12月7日	川俣町地域自立支援協議会 第2回会議 ・川俣町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について
令和5年12月14日 ～12月27日	パブリックコメントの実施 本計画の素案について本町ホームページに掲載のほか、各地区公民館等にて閲覧し住民の意見を募集
令和6年1月25日	川俣町地域自立支援協議会 第3回会議(最終審議) ・パブリックコメントの結果について ・川俣町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(原案)について

2 川俣町地域自立支援協議会規則

平成28年 9 月23日

規則第 45 号

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(平成 6 年川俣町条例第 12 号)第 3 条の規定に基づき、川俣町地域自立支援協議会(以下「協議会」という)の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び研修に関すること。
- (3) 地域の関係機関による連携強化に関すること。
- (4) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づく川俣町障がい者計画及び障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づく川俣町障がい福祉計画の策定の支援に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健・医療関係機関に属する者
- (3) 障がい者福祉関係機関に属する者
- (4) 地域活動支援センター関係に属する者
- (5) 教育関係機関に属する者
- (6) 就労関係機関に属する者
- (7) 行政関係機関に属する者
- (8) その他町長が適当と認めたる者

(委員)

第 4 条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(川俣町地域自立支援協議会設置要綱の廃止)

2 川俣町地域自立支援協議会設置要綱(平成22年川俣町告示第10号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に廃止前の川俣町地域自立支援協議会設置要綱の規定により置かれている川俣町地域自立支援協議会及び委員に任命されているものは、この規則により置かれた川俣町地域自立支援協議会及び委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の川俣町地域自立支援協議会設置要綱の規定により任命された日から起算する。

川俣町地域自立支援協議会委員

委員の別	区分	団体名等	役職名	委員名
第1号	見識を有する者	川俣町民生委員協議会	会長	齋藤 金男
第2号	保健医療関係機関に属する者	川俣医師会	村上病院長	村上 敦浩
第2号		済生会川俣病院	看護部長	佐藤 典子
第2号		村上病院	相談室主任	谷口 徹
第3号	障がい者福祉関係機関に属する者	川俣町社会福祉協議会	会長	佐藤 武二
第3号		特定非営利活動法人絆	理事長	佐藤 俊一
第4号	地域活動支援センター関係に属する者	特定非営利活動法人達南精神福祉会	理事長	菅野 徳一
第5号	教育関係機関に属する者	川俣町小・中学校長会	川俣小学校長	小野 真教
第6号	就労関係機関に属する者	川俣町商工会	会長	古俣 猛
第6号		特定非営利活動法人川俣町セルフかえで	理事長	齋藤 久美子
第7号	行政関係機関に属する者	県北保健福祉事務所	専門社会福祉主事	渡邊 聡子

川俣町障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月 発行：福島県川俣町

編集：川俣町 保健福祉課

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地

電話 024-566-2111

FAX 024-566-2438

URL <http://www.town.kawamata.lg.jp/>
